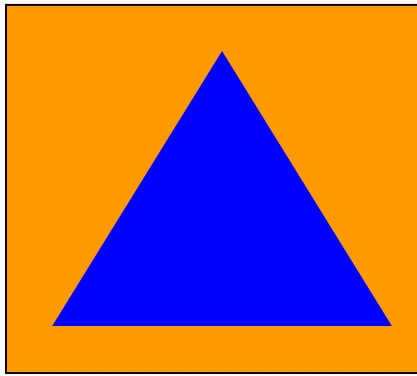


# 長崎市国民保護計画



オレンジ色地に青色の三角形

\* このマークは、国民保護措置を行う団体とその要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するために使用するものです。ジュネーブ諸条約第1追加議定書（1949年）で定められている国際的な標章です。

平成31年4月

長崎市



# 目 次

## 序 論 核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて

第1章	原子爆弾による被害と惨状	1
第1節	被爆の実相	1
第2節	被害の概況	1
第3節	熱線による被害	1
第4節	爆風による被害	2
第5節	火災による被害	2
第6節	放射線による被害	2
第2章	長崎市の平和理念（長崎を最後の被爆地に）	3
第1節	被爆都市の責務	3
第2節	長崎市民平和憲章の尊重と実践	3
第3章	長崎市の平和活動と今後の取り組み（平和は長崎から）	4
第1節	長崎市の平和活動	4
第2節	国民保護計画の作成にあたって	4
第3節	核兵器廃絶に向けて	5

## 第1編 総 論

第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	6
第1節	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	6
第2節	市国民保護計画の目的等	6
第3節	市国民保護計画の構成	7
第4節	市国民保護計画の見直し、変更手続	7
第5節	地域防災計画との関係	8
第2章	国民保護措置に関する基本方針	9
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	11
第1節	関係機関の事務又は業務の大綱	11
第2節	関係機関の連絡先	15
第4章	市の地理的、社会的特徴	16
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	22
第1節	武力攻撃事態	22
第2節	緊急対処事態	22

## 第2編 平素からの備えや予防

第1章	組織・体制の整備等	23
第1節	市における組織・体制の整備	23

第2節	関係機関との連携体制の整備	28
第3節	通信の確保	30
第4節	情報収集・提供等の体制整備	31
第5節	研修及び訓練	35
<b>第2章</b>	<b>避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</b>	<b>37</b>
第1節	避難に関する基本的事項	37
第2節	避難実施要領のパターンの作成	39
第3節	救援に関する基本的事項	39
第4節	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	39
第5節	避難施設の指定への協力	39
第6節	生活関連等施設の把握等	40
<b>第3章</b>	<b>物資及び資材の備蓄、整備</b>	<b>42</b>
第1節	市における備蓄	42
第2節	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	42
<b>第4章</b>	<b>国民保護に関する啓発</b>	<b>44</b>
第1節	国民保護措置に関する啓発	44
第2節	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	44

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

<b>第1章</b>	<b>初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>	<b>45</b>
第1節	事態認定前における初動体制の整備及び初動措置	45
第2節	市対策本部への移行に要する調整	47
<b>第2章</b>	<b>市対策本部の設置等</b>	<b>48</b>
第1節	市対策本部の設置	48
第2節	通信の確保	66
<b>第3章</b>	<b>関係機関相互の連携</b>	<b>67</b>
第1節	国・県の対策本部との連携	67
第2節	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	67
第3節	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	68
第4節	他の市町に対する応援の要求、事務の委託	68
第5節	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	69
第6節	市の行う応援等	69
第7節	自主防災組織等に対する支援等	69
第8節	住民への協力要請	70
<b>第4章</b>	<b>警報及び避難の指示等</b>	<b>71</b>
第1節	警報の伝達等	71
第2節	避難住民の誘導等	74
<b>第5章</b>	<b>救援</b>	<b>87</b>
第1節	救援の実施	87

第2節	関係機関との連携	87
第3節	救援の内容	88
<b>第6章</b>	<b>安否情報の収集・提供</b>	<b>91</b>
第1節	安否情報の収集	91
第2節	県に対する報告	92
第3節	安否情報の照会に対する回答	92
第4節	日本赤十字社に対する協力	93
<b>第7章</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	<b>94</b>
第1節	武力攻撃災害への対処	94
第2節	応急措置等	95
第3節	生活関連等施設における災害への対処等	99
第4節	生物・化学兵器攻撃による災害への対処等	100
<b>第8章</b>	<b>被災情報の収集及び報告</b>	<b>103</b>
<b>第9章</b>	<b>保健衛生の確保その他の措置</b>	<b>104</b>
第1節	保健衛生の確保	104
第2節	廃棄物の処理	105
<b>第10章</b>	<b>国民生活の安定に関する措置</b>	<b>106</b>
第1節	生活関連物資等の価格安定	106
第2節	避難住民等の生活安定等	106
第3節	生活基盤等の確保	106
<b>第11章</b>	<b>特殊標章等の交付及び管理</b>	<b>107</b>

## 第4編 復旧等

<b>第1章</b>	<b>応急の復旧</b>	<b>109</b>
第1節	基本的考え方	109
第2節	公共的施設の応急の復旧	109
<b>第2章</b>	<b>武力攻撃災害の復旧</b>	<b>110</b>
<b>第3章</b>	<b>国民保護措置に要した費用の支弁等</b>	<b>110</b>
第1節	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	110
第2節	損失補償及び損害補償	110
第3節	総合調整及び指示に係る損失の補てん	111

## 第5編 緊急対処事態への対処

<b>第1章</b>	<b>緊急対処事態</b>	<b>112</b>
<b>第2章</b>	<b>緊急対処事態における警報の通知及び伝達</b>	<b>112</b>

# 序論 核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて

国民保護計画の作成にあたって、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けた、これまでの長崎市の訴えが形骸化することがないように、本市の平和に対する基本的な考えを定める。

## 第1章 原子爆弾による被害と惨状

### 第1節 被爆の実相

昭和20年8月9日(1945年8月9日)、長崎のまちは、一発の原子爆弾により廃墟と化しました。一瞬にして、7万4千人の人々が亡くなり、7万5千人が傷つきました。

人々は、強烈な熱線に焼かれ、凄まじい爆風で吹き飛ばされ、恐るべき放射線を身体に浴び、死を免れた人々も心と体に癒すことのできない深い傷を負い、今なお障害に苦しみ続けています。

### 第2節 被害の概況

当時の人口はおよそ24万人でしたが、原子爆弾による被害は、次のように推定されています。

死者	73,884人
重軽傷者	74,909人
被災戸数	18,409戸(半径4km以内の全戸数、市内戸数の約36%)

※ 長崎市原爆資料保存委員会の報告(昭和25年7月発表)

### 第3節 熱線による被害

火球から放出された大量の熱線は、原爆から3秒ほどの短い時間に、異常な高熱で地上を包み込みました。地表面の温度は爆心地で3,000℃から4,000℃、1km離れたところでおおよそ1,800℃、1.5km付近でも600℃以上に達したものと推定されています。熱線が届いた距離は、浦上地区の地形と関係するので一様ではありませんが、その影響は遠くまで及び、爆心地からおおよそ4km離れたところでも屋外にいた人は熱傷を負うほどでした。

爆心地の近くでは、熱線のすさまじいエネルギーによって燃えるものすべてが火をふきました。溶けたガラス、沸騰して泡立った瓦、焦げて黒くなった石などが、その激しさを物語っています。

また、熱線のわずか数秒間の高熱が、人々の皮膚にも浴びせられました。熱線のすさまじさは通常の火傷では考えられない被害をもたらしました。重症になると、表皮は焼

けただれてズルズルとはがれ落ち、皮下の組織や骨までが露出しました。爆心地から 1.2 k m以内では、熱線だけでも致命的で、爆心地付近ではあまりの高熱に一瞬のうちに身体が炭化し、内臓の水分さえ蒸発したと考えられています。

#### 第4節 爆風による被害

爆心地から 1 k m以内では、一般の家屋は、原形をとどめないまでに破壊されました。鉄筋コンクリートの建物などがところどころに残りましたが、いずれも建物とは名ばかりの無残な状態でした。つぶれたり、大きく変化したりしたありさまが、爆心の方向を指し示していました。このようなすさまじい爆風に人々は吹き飛ばされ、散弾のような無数のガラスや木片を全身に浴びました。

#### 第5節 火災による被害

熱線と爆風による被害は、火災によってさらに増大しました。爆風の被害が家屋の半壊程度ですんだところも、後で起きた火災のために結局全焼しました。全焼・全壊家屋 12,900 戸、半壊以上の家屋は 5,509 戸にのぼっています。

火災は、犠牲者の数も増大させました。倒れた家の下敷きになっても、火さえこなければ外傷だけで助かったはずの人が多数いました。

#### 第6節 放射線による被害

原子爆弾がほかの爆弾と最も異なる点は、爆発したときに大量の放射線を照射する点です。放射線は五感では全く感じることはできないものですが、物質や人体を透過する力が非常に大きく、その際に細胞や遺伝子に異常を引き起こします。損傷の程度は被爆した量によって異なりますが、爆心地から 1 k m以内で被爆した人のうち、無傷であっても、その大多数の人が死亡しています。放射線の破壊力は、それほど強烈でした。人体に及ぼす害は、爆発のときだけでは終わりません。爆発の瞬間に放出された放射線のほか、爆発した時の燃え残りの物が地上降下（いわゆる「死の灰」）したもののや、またこの放射性物質が混じったものが降雨（いわゆる「黒い雨」）したもののなどの残留放射線により被爆した人も多いと言われています。放射線は人体の奥深くを傷つけ、時がたつにつれて様々な症状を呼び起こします。あの夏に始まった放射線障害の苦しきは、いまだに消えることはありません。

## 第2章 長崎市の平和理念（長崎を最後の被爆地に）

### 第1節 被爆都市の責務

長崎市民の悲惨きわまりない体験と筆舌に尽くしがたい苦しみは、この地球上で二度と繰り返されてはなりません。

原爆の脅威を身をもって体験した長崎市には、その脅威を世界に訴え、世界の人々と力を合わせて核兵器廃絶に努力する責務があります。

長崎市は、原爆の被害に遭われた方々の無念を受け継ぎ、「長崎を最後の被爆地にしなければならない」との強い思いで、被爆の実相と原爆の悲惨さをより多くの人々に伝え、平和の尊さと大切さを次世代に継承していきます。

### 第2節 長崎市民平和憲章の尊重と実践

長崎市は、市制施行100周年にあたり、「長崎市民平和憲章」を制定しました。

この憲章では、私たち長崎市民が、日本国憲法に掲げられた平和希求の精神に基づき、民主主義と平和で安全な市民生活を守り、世界平和実現のために努力することを誓っています。

長崎市では、この憲章が掲げる理念を尊重するとともに、長崎市の平和に対する基本理念として、この理念達成へ向けた平和施策を真摯に実践していきます。



## 第3章 長崎市の平和活動と今後の取り組み（平和は長崎から）

### 第1節 長崎市の平和活動

長崎市では、被爆の実相と原爆の悲惨さを国の内外の人々に伝えるとともに、歴史の継承者として、平和の尊さと大切さを次世代に語り継ぐため、これまで様々な取り組みを行っています。

毎年8月9日に行われる長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典では、長崎市民の核兵器廃絶と世界恒久平和への願いを、長崎平和宣言として全世界へ向けて発表しています。

また、平和市長会議やNGO会議などの国際会議の開催や、海外での原爆展の開催を通じて、核兵器廃絶に向けた国際世論の喚起にも努めています。

さらに、次世代を担う青少年を対象として、被爆体験の継承を行うために様々な学習の機会を設けています。

また、近年では、高校生や大学生らのグループによる核兵器廃絶への署名活動や、県外の若者との交流会の開催など、若い世代の自主的な取り組みの輪も広がっています。彼ら若い世代の取り組みは、私たちの大きな希望となっています。

核兵器廃絶への道のりは決して平坦ではありませんが、このような地道な活動を粘り強く継続することにより、世界中の多くの人々と平和を希求する思いを共有することができれば、必ずや核兵器のない平和な世界を実現させることができるものと信じています。

### 第2節 国民保護計画の作成にあたって

被爆都市長崎は、核兵器による攻撃から市民を守ることができないことを、身をもって体験しており、あらゆる手段を講じて核兵器の使用を阻止し、一日も早い核兵器の廃絶を実現することこそが核兵器による攻撃から市民を守る方法であることを誰よりも強く認識しています。

しかしながら、世界には、今なお自国の安全を核兵器の威力に頼ろうとする国が存在しており、人類を滅亡させるに余りある約1万7千発を超える核兵器が存在しています。また、国際テロ組織等の活動による新たな脅威も生じています。長崎市民の切なる願いとは裏腹に、世界の核不拡散体制は今まさに崩壊の危機に直面しています。

長崎市は、被爆都市として核兵器廃絶へ向け努力する責務を有する一方で、現実の災害に対して住民の生命・身体・財産を守り、被害を最小にとどめる方策を講じる責務も

有しています。現実には、世界に約1万7千発を超える核兵器が存在している以上、その現実を直視し、具体的な被害想定及び対応策に基づき可能な範囲で万一の事態に備える必要があるのです。

しかし、国の基本指針においては、核攻撃による具体的な被害想定及び対応策が不明確なことから、国がその具体的な被害想定及び対応策を明確にするまでは、本市の国民保護計画から核攻撃に関する対処の事項を記載しないことといたします。

長崎市としては、国民保護計画に基づく措置が実施されるような不測の事態を引き起こすことのないよう、国に対して、諸外国との友好に努め、最大限の外交努力を尽くすことを強く求めるとともに、非核三原則を法制化し、唯一の被爆国として核兵器廃絶に向けた国際世論の形成に主導的役割を果たされるよう繰り返し訴え続けます。

また、自らも、これまで以上に強い危機感と使命感をもって、核兵器廃絶の実現に全力をあげて取り組んでいきます。

### 第3節 核兵器廃絶に向けて

核兵器は、無差別・大量殺りく兵器であり、しかも後々まで人間を苦しめる非人道兵器の最たるものです。

この地球上で再び核兵器が使用されることがあれば、地球環境の破壊はもとより、人類生存の道が危ぶまれることは、たった一発の原子爆弾がもたらした長崎のまちの壊滅的な被害状況を見れば明らかであり、長崎市はいかなる理由があろうとも核兵器の存在を容認することはできません。

数万年にわたり営々として築かれ、発展を遂げてきた人類の文化と歴史に、決して終止符が打たれることのないよう、長崎市は、市民をはじめ世界中の人々と手を携え、「長崎を最後の被爆地に」という強固な決意のもと、常に世界の先頭に立って核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向け努力を積み重ねていきます。

# 第1編 総論

## 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

長崎市民は、安全で幸福な生活と、自由で平和な社会が永遠に維持されることを念願している。

国民の安全を確保し平和を維持するためには、国において、諸外国との友好に努め、一層の外交努力が払われることが何よりも重要であり、市（市長及びその他の執行機関を言う。以下同じ。）としても、今後とも平和へのはたらきかけを行っていくものである。

しかしながら、万が一、武力攻撃事態等に至った場合、市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有することから、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、長崎市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

### 第1節 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

#### 1 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び長崎県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の関係機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

#### 2 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定により、県国民保護計画に基づき、市国民保護計画を作成する。

### 第2節 市国民保護計画の目的等

#### 1 市国民保護計画の目的

市国民保護計画は、市の国民保護措置の実施体制、市が実施する避難や支援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項などを定めることにより、武力攻撃事態等において市の国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにするとともに、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進を図り、もって、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小限にすることを目的とする。

## 2 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

- (1) 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- (2) 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項
- (3) 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- (4) 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- (5) 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- (6) 市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

## 3 市国民保護計画の対象となる者

市内に居住又は滞在している者（市外からの避難住民も含む。）

## 4 市国民保護計画の対象地域

市内全域（市域を超える避難を実施する場合は避難先地域も含む。）

### 第3節 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下のとおり構成する。

- 序 論 核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて
- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

### 第4節 市国民保護計画の見直し、変更手続

#### 1 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

## 2 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

## 第5節 地域防災計画との関係

市国民保護計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等に対処するためのものであるのに対し、長崎市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）に基づいて、台風や地震などの自然災害又は大規模事故などに対処するもので、別の法体系による計画である。

しかし、災害の発生原因は異なるものの、その災害の態様及びこれらへの対処には類似性があると考えられる。この計画では武力攻撃事態等における特有の事項について定めており、この計画に定めのない事項については、市地域防災計画の定め例により対応する。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### 1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限られ、公正かつ適正な手続の下に行うものとし、差別的取り扱いをしてはならず、思想及び良心の自由、表現の自由を侵してはならない。

### 2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### 3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### 4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### 5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、必要な協力をするよう努めるものとする。なお、この協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### 6 避難行動要支援者への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、避難行動要支援者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

#### **7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重**

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、当該機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

#### **8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保**

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

#### **9 外国人への国民保護措置の適用**

市は、市内に居住し、又は滞在している外国人（市外からの避難も含む。）についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

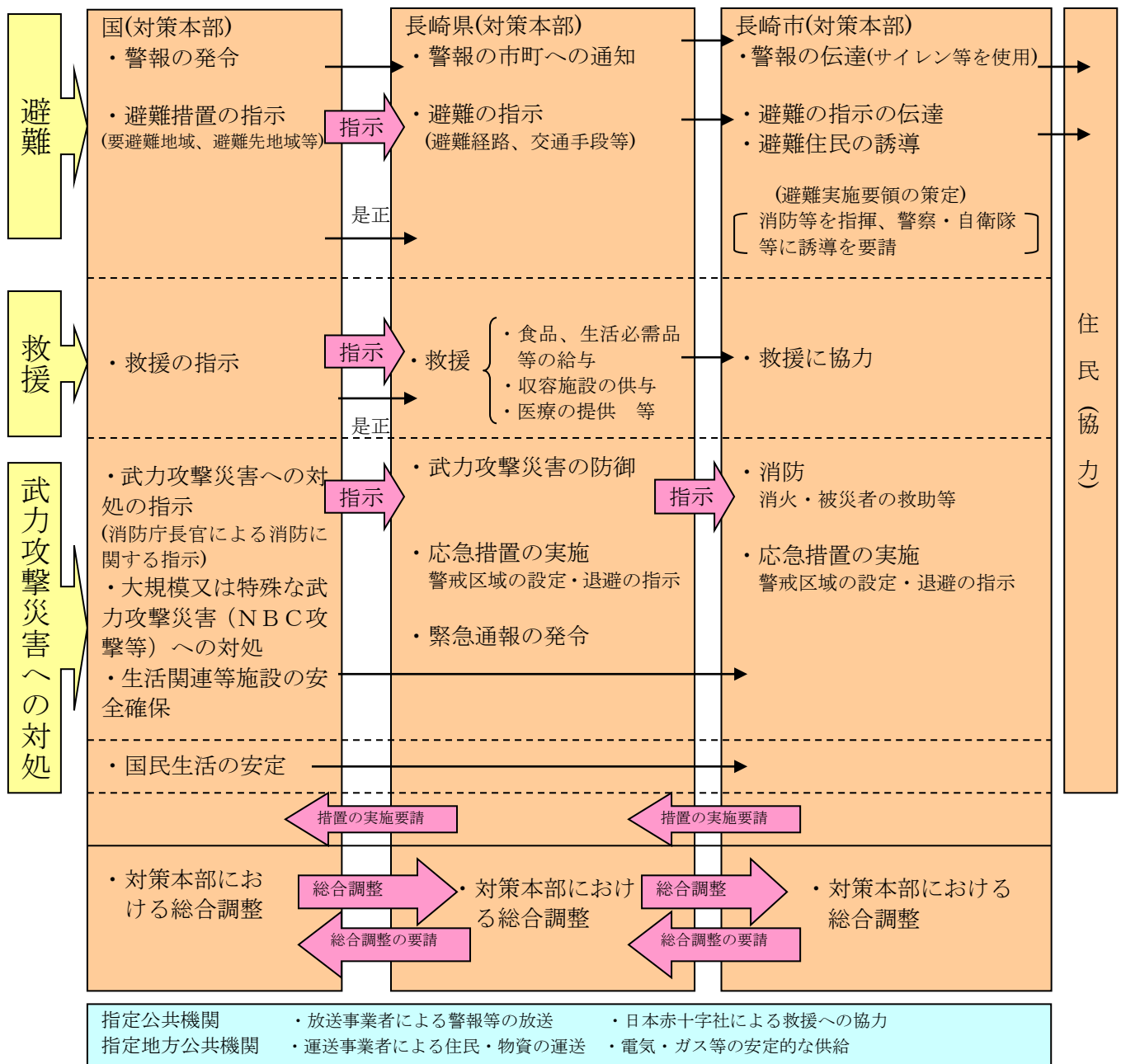
### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国、県、市、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置の実施に関して、おおむね次に掲げる事務又は業務を処理する。

#### 第1節 関係機関の事務又は業務の大綱

国、県、市等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

#### 国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携



## ○国の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
国	1 警報の発令 2 武力攻撃事態等の情報の提供 3 避難措置の指示、救援の指示・支援 4 放射性物質等（NBC（核・生物・化学）災害）による汚染への対処 5 原子炉等による被害の防止 6 危険物質等に関する危険の防止 7 感染症等への対処

## ○県のお事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
長崎県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

## ○市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
長崎市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

## ○指定地方行政機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整</li> <li>2 他管区警察局との連携</li> <li>3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡</li> <li>4 警察通信の確保及び統制</li> </ol>
九州防衛局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整</li> <li>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</li> </ol>
九州総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整</li> <li>2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する事</li> <li>3 非常事態における重要通信の確保</li> <li>4 非常通信協議会指導育成</li> </ol>
福岡財務支局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体に対する災害融資</li> <li>2 金融機関に対する緊急措置の指示</li> <li>3 普通財産の無償貸付</li> <li>4 被災施設の復旧事業費の査定の立会</li> </ol>
長崎税関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸入物資の通関手続</li> </ol>
九州厚生局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援等に係る情報の収集及び提供</li> </ol>
長崎労働局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の雇用対策</li> </ol>
九州農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保</li> <li>2 農業関連施設の応急復旧</li> </ol>
九州森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給</li> </ol>
九州経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援物資の円滑な供給の確保</li> <li>2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保</li> <li>3 被災中小企業の振興</li> </ol>
九州産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉱山における災害時の応急対策</li> <li>2 危険物等の保全</li> </ol>
九州地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧</li> <li>2 港湾施設の使用に関する連絡調整</li> <li>3 港湾施設の応急復旧</li> </ol>
九州運輸局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運送事業者への連絡調整</li> <li>2 運送施設及び車両の安全保安</li> </ol>
大阪航空局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 飛行場使用に関する連絡調整</li> <li>2 航空機の航行の安全確保</li> </ol>
福岡航空交通管制部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 航空機の安全確保に係る管制上の措置</li> </ol>
福岡管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象状況の把握及び情報の提供</li> </ol>
九州地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</li> <li>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</li> </ol>

第七管区海上保安本部	1	船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達
	2	海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保
	3	生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等
	4	海上における警戒区域の設定等及び退避の指示
	5	海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

(関係機関計18機関)

機関(自衛隊)の名称
自衛隊長崎地方協力本部
陸上自衛隊 西部方面総監部
海上自衛隊 佐世保地方総監部
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部

(自衛隊 4機関)

### ○指定公共機関及び指定地方公共機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路、港湾及び空港管理者	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援の協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

## 第2節 関係機関の連絡先

「指定行政機関等」、「国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊）」、「指定公共機関」、「指定地方公共機関」、「県(出先機関を含む。）」、「市機関(教育委員会を含む。）」、「その他の関係機関」の連絡先については、一覧性を持った資料として整理しておくものとする。

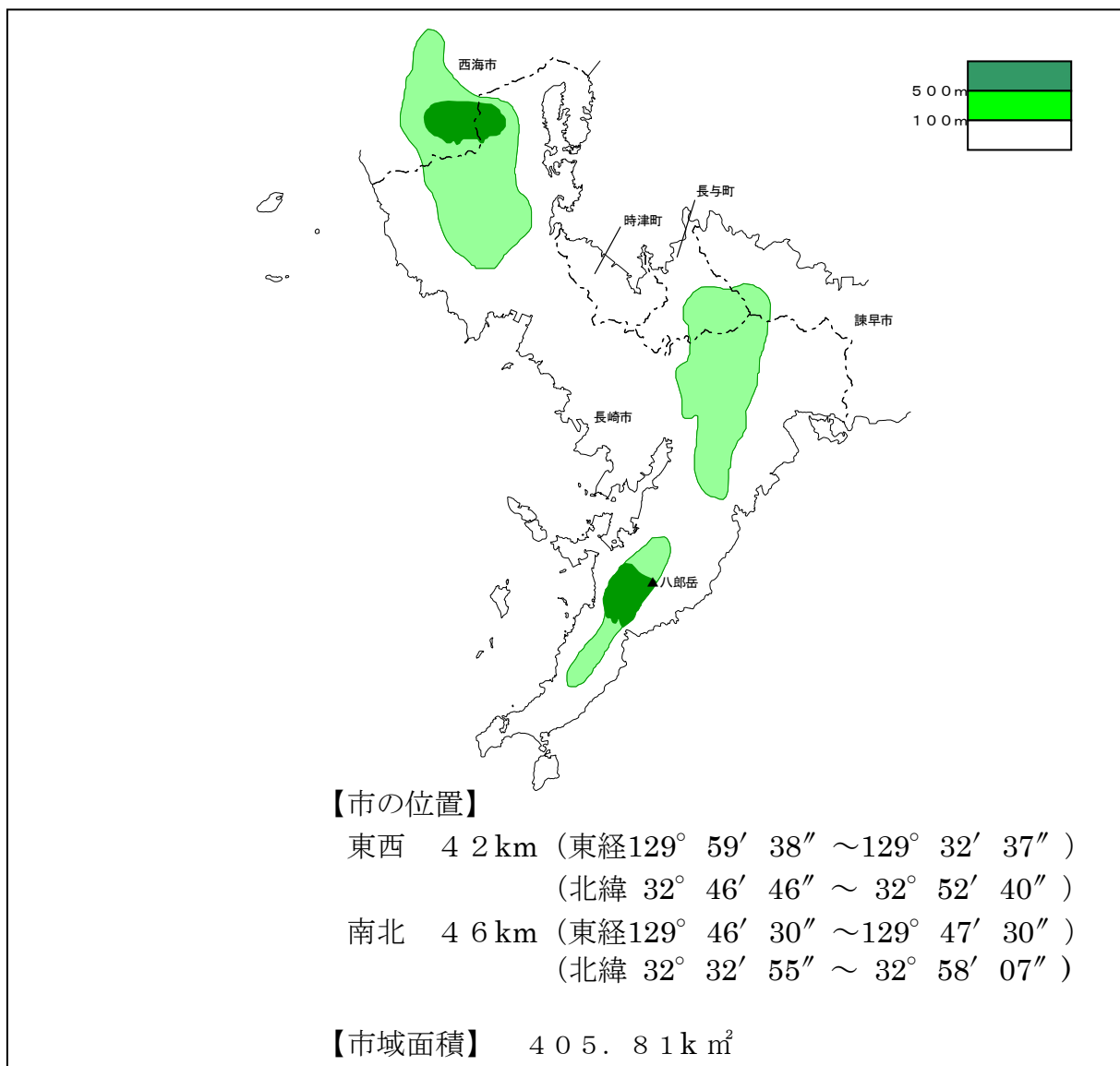
## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

### 1 地形

本市は、九州の西端、長崎県の南部に位置し、長崎半島から西彼杵半島の一部を占める、広範な地域となります。市の周囲は、東、西、南、北側で海に面し、五島灘、橘湾、大村湾が広がっており、北側では長与町、時津町、西海市と接し、東側では諫早市と接しています。

市の地域はその背骨を通るように山稜が位置し、標高590mの八郎岳を最高に300mから400mの山々が連なり、また、リアス式の長く複雑な海岸線と相まって独特な景観を作り出しています。



## 2 気候

九州西岸に位置する長崎市は、対馬暖流の影響を受け温暖な気候で、年平均気温17.2℃は、東京（15.4℃）や福岡（17.0℃）よりも高くなっています。

また、年降水量は1857.7mmで、東京（1528.8mm）や福岡（1612.3mm）よりも多くなっています。特に6月と7月の降水量は300mmを超えており、この2か月間で年間の約3割の雨が降っています。

長崎市の月平均気温及び降水量の平年値

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
気温	7.0	7.9	10.9	15.4	19.4	22.8	26.8	27.9	24.8	19.7	14.3	9.4	17.2
降水量	64.0	85.7	132.0	151.3	179.3	314.6	314.4	195.4	188.8	85.8	85.6	60.8	1857.7

(注)気温の単位は℃、降水量の単位はmmである。

【統計期間：1981年～2010年】

長崎市地域防災計画より

## 3 人口分布

長崎市の人口（平成30年3月末日現在）は、424,094人、うち男196,596人、女227,498人、世帯数は208,293世帯である。

【地域センター管内の住民基本台帳登録人口・世帯数】

(平成30年3月末日現在)

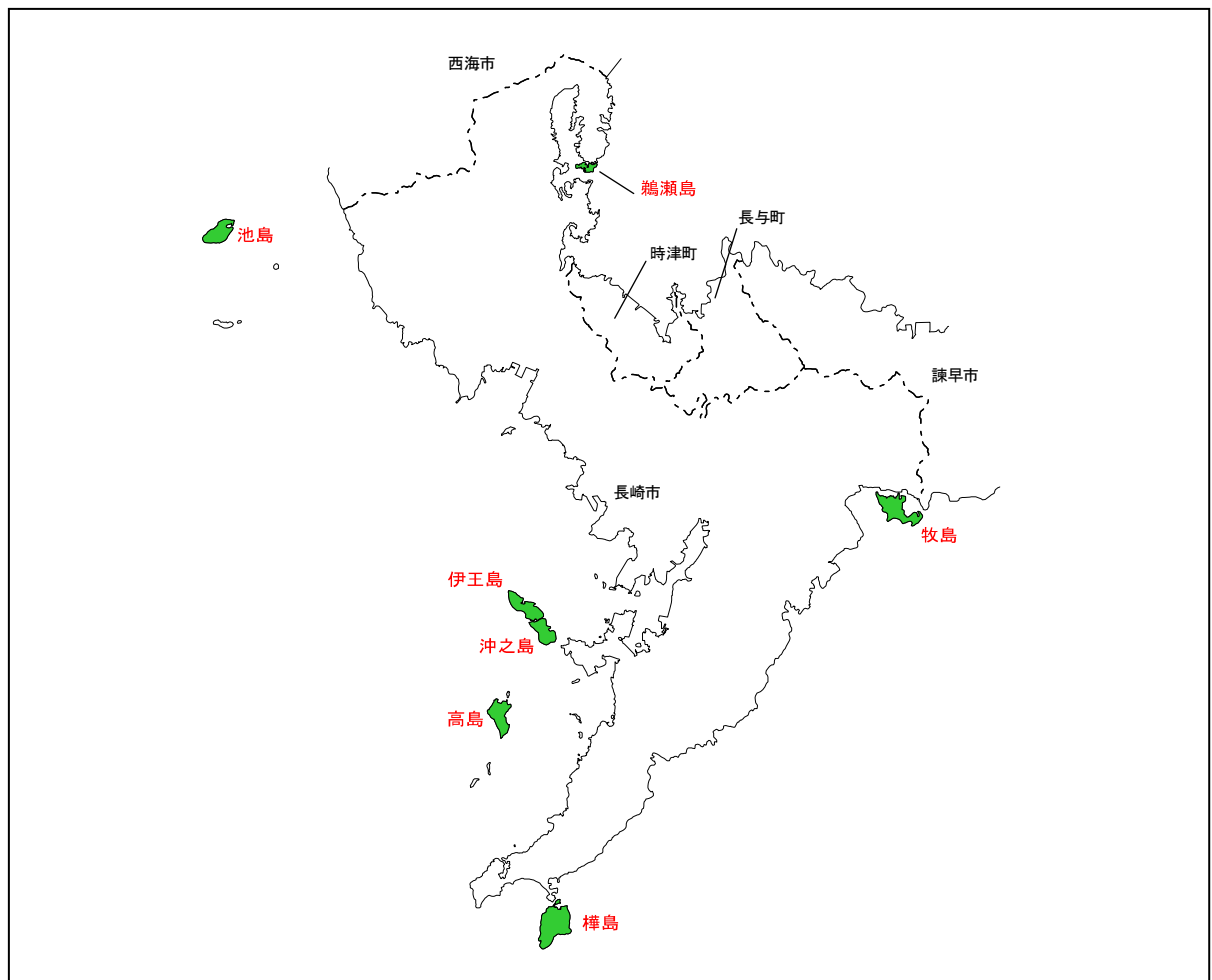
所管地域	世帯数	人口総数	男	女
中央	93,228	177,250	80,601	96,649
日見	4,104	7,781	3,728	4,053
東長崎	15,612	38,588	18,453	20,135
小櫛	2,533	6,580	3,135	3,445
福田	4,320	9,536	4,498	5,038
式見	1,445	2,975	1,361	1,614
三重	8,113	19,947	9,551	10,396
外海	1,997	3,561	1,588	1,973
琴海	5,469	12,279	5,912	6,367
小ヶ倉	3,914	8,823	4,088	4,735
土井首	6,801	14,852	7,051	7,801
深堀	3,279	6,642	3,282	3,360
茂木	4,988	10,498	4,824	5,674
香焼	1,840	3,626	1,721	1,905
伊王島	426	688	297	391
高島	259	374	175	199
野母崎	2,742	5,226	2,407	2,819

三和	4, 875	10, 205	4, 806	5, 399
西浦上	27, 722	53, 713	24, 943	28, 770
滑石	14, 626	30, 950	14, 175	16, 775
計	208, 293	424, 094	196, 596	227, 498

#### 4 本市の有人島

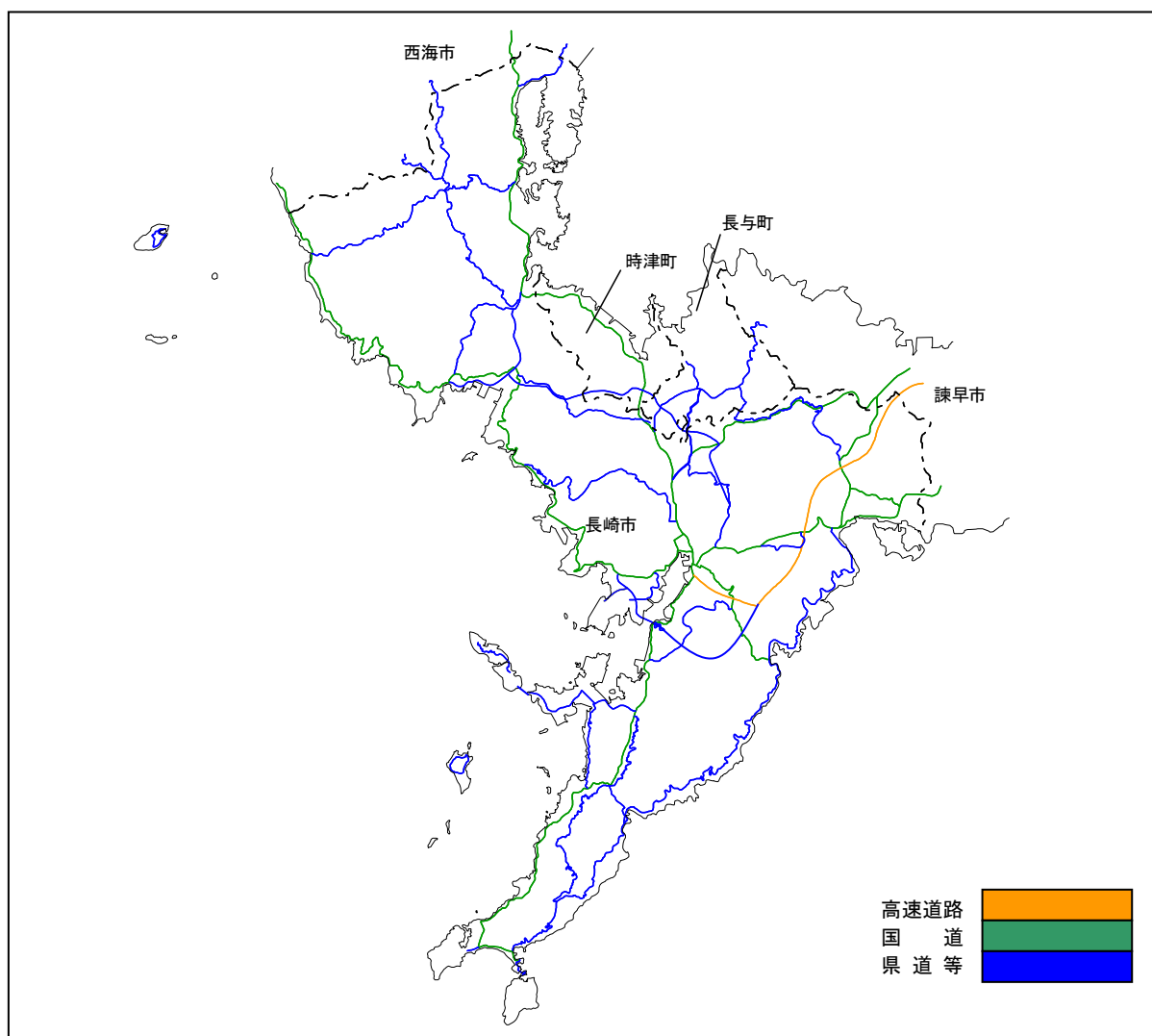
島名	面積 (Km <sup>2</sup> )	人口	世帯数
牧島	1, 854	810	240
伊王島	1, 310	269	155
沖之島	0. 950	420	244
高島	1, 205	382	245
樺島	2, 222	528	257
池島	1, 060	130	86
鵜瀬島	0. 250	20	8

(平成27年国勢調査)



## 5 道路の位置等

本市の道路は、一般国道が6路線、主要地方道7路線、一般県道19路線、市道6,343路線、計6,375路線となっている。(平成30年4月現在)



## 6 鉄道、港湾の位置等

### (1) 鉄道

本市に路線を有する九州旅客鉄道株式会社、長崎電気軌道株式会社が基幹的な鉄道輸送機関となっている。

#### ア 九州旅客鉄道株式会社

本市では長崎本線を営業しており、長崎本線は、鳥栖駅(佐賀県鳥栖市)から長崎駅に至る路線で、鳥栖～肥前山口～諫早～喜々津～市布～浦上～長崎間(市布経由)125.3kmと、長与経由の喜々津～浦上間(旧線)23.5km計39駅からなり、博多～長崎間には特急「かもめ」が運行されている。

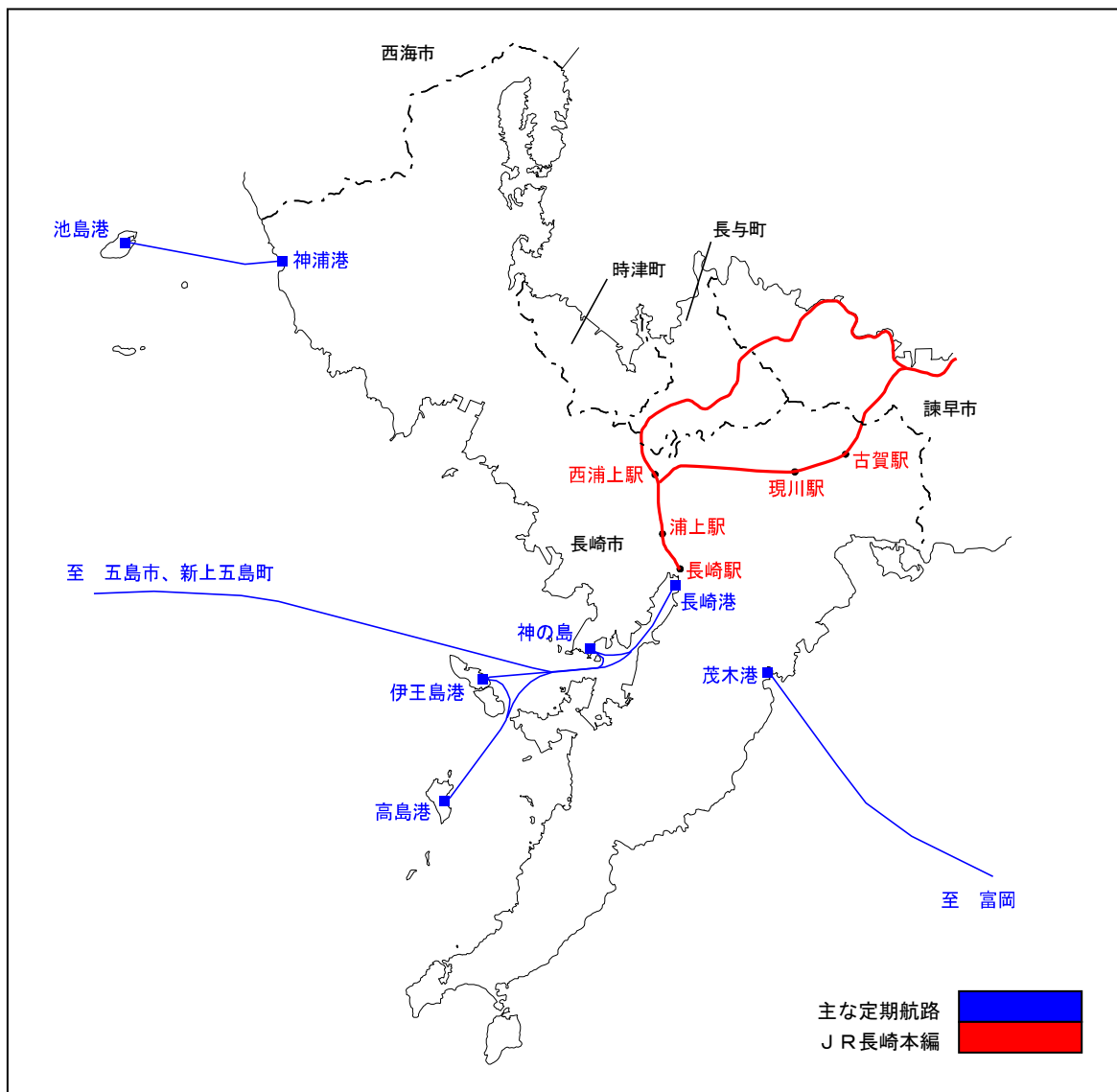
#### イ 長崎電気軌道株式会社

本市では、次の区間により運行されており、赤迫～崇福寺7.3km、赤迫～蛍茶屋7.4km、崇福寺～蛍茶屋2.9km、石橋～蛍茶屋3.5kmとなっている。



## (2) 港湾、漁港及び旅客輸送

本市は地形など地理的な自然条件から長大な海岸線に、重要港湾が1港、地方港湾が9港計10港が点在している。（平成30年4月現在）



## (3) バス

市内に本社を置く乗合バス事業者は2社で、このうち公営企業として長崎県交通局、民間企業として長崎自動車株式会社となっている。

## 7 観光客

平成29年中の本市の観光数客は7,077,700人であり、うち、観光施設等への日帰り客は4,520,800人、宿泊客数は2,556,900人である。そのうち個人客は6,124,800人、団体客は952,900人となっている。交通機関別で見るとJRは1,266,400人、自動車は3,872,800人、船舶は1,213,600人、航空機は724,900人となっている。また、外国人述べ宿泊数は297,482人となっている。

これらの観光客は、一般に市内の地理に不案内であることや安否情報の把握が困難

であるなど、特に配慮が必要な点が多くある。

市では、これらの観光客の保護についても責任を有することから、十分に配慮し安全安心な観光地とする。

**【長崎市の主な観光施設の入場者数】**

施設名	入場者数（人）
原爆資料館	711,324
グラバー園	1,005,343
出島	500,345
合 計	2,217,012

（平成29年観光統計より）

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

### 第1節 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている4類型の事態を対象とする。

類 型	特 徴
1. 着上陸侵攻	国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定
2. ゲリラや特殊部隊による攻撃	突発的に被害が発生することも考えられる。
3. 弾道ミサイル攻撃	発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難であり、短時間での着弾が予想される。
4. 航空攻撃	弾道ミサイル攻撃の場合に比べ時間的余裕があるものの、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難

### 第2節 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている以下の事態例を対象とする。

類 型	事態例
1. 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"><li>原子力事業所等の破壊</li><li>石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</li><li>危険物積載船への攻撃</li><li>ダム等の破壊</li></ul>
2. 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"><li>大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</li><li>列車等の爆破</li></ul>
3. 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"><li>ダーティボム等の爆発による放射能拡散</li><li>炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</li><li>市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</li><li>水源地等に対する毒素等の混入</li></ul>
4. 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"><li>航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li><li>弾道ミサイル等の飛来</li></ul>

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1節 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部課室の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

##### 1 市の各部課室における平素の業務

市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

##### 【市の各部課室における平素の業務】

部課室名	平素の業務
防災危機管理室	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国民保護に関する業務の総括に関すること。</li><li>・ 各部課室間の調整に関すること。</li><li>・ 市国民保護協議会の運営に関すること。</li><li>・ 国民保護に関する企画・立案に関すること。</li><li>・ 市国民保護計画に関すること。</li><li>・ 国民保護措置関係予算に関すること。</li><li>・ 避難実施要領の策定に関すること。</li><li>・ 特殊標章等の交付等に関すること（市長が実施する国民保護措置に係るものに限る）。</li><li>・ 緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)に関すること。</li></ul>
総務部	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 情報機器・伝達手段の運用、確保に関すること。</li></ul>
広報広聴課	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広報に関すること。</li></ul>
消防局	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国民保護措置についての訓練に関すること。</li><li>・ 消防活動体制の整備に関すること。</li><li>・ 消防団に関すること。</li><li>・ 特殊標章等の交付等に関すること（消防長が実施する国民保護措置に係るものに限る）。</li></ul>
企画財政部	<ul style="list-style-type: none"><li>・ NPO、ボランティア団体の支援に関すること。</li></ul>
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 人権擁護の確保に関すること。</li><li>・ 死体の一時収容及び火葬に関すること。</li></ul>
市民健康部	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市立病院機構に関すること。</li><li>・ 救護班の編成に関すること。</li><li>・ 安否情報の収集・提供体制の整備に関すること。</li><li>・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。</li><li>・ 保健衛生等に関すること。</li><li>・ 動物の保護に関すること。</li></ul>

こども部	・ 乳幼児等の救護、安全確保及び救援に関する事。
環境部	・ 廃棄物等の処理に関する事。
商工部	・ 商工関係団体・機関との連絡調整に関する事。
文化観光部	・ 観光施設に対する啓発に関する事。 ・ 観光客に対する啓発に関する事。 ・ 外国人に対する啓発に関する事。
水産農林部	・ 水産関係団体との連絡調整に関する事。 ・ 漁港施設等の把握に関する事。 ・ 農林関係団体との連絡調整に関する事。
まちづくり部	・ 公園、港湾施設の把握及び対策に関する事。 ・ 仮設住宅に関する事。 ・ 市営住宅に関する事。
出納室	・ 義損金の受け入れ及び保管に関する事。
中央・東・南・北 総合事務所	・ 道路、河川、急傾斜、地すべり等の危険箇所の把握及び対策に関する事。 ・ 避難住民の輸送手段の確保、計画に関する事。 ・ 非常時における交通安全対策に関する事。 ・ 救護活動に関する事。 ・ 避難行動要支援者の支援に関する事。
上下水道局	・ 救援のための飲料水の整備(備蓄を除く。)に関する事。 ・ 上下水道施設の保全に関する事。
教育委員会	・ 公立学校等への警報の伝達体制の整備に関する事。 ・ 文化財の保護に関する事。

## 2 市職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、防災体制を活用し、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防局の職員の当直体制により、速やかに国民保護担当職員等に連絡が取れる24時間即応可能な体制を維持する。

### (3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、防災体制を活用し、県や関係機関との確かつ迅速に警報や避難の指示の受信、伝達などの連絡ができるよう、以下のとおりの体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

① 市警戒体制

上位の体制への移行を考慮した職員の連絡体制の確保、状況の収集伝達などが主な活動となる。

② 市警戒本部体制

武力攻撃事態等の規模、住民の避難・受入の要否などに応じて、市対策本部体制における各部課室の事務分掌に応じた必要な活動を実施する。

③ 市対策本部体制

原則として、全職員を配備し、市国民保護計画に基づき、国民保護措置を行う。

【職員参集基準】

体制	参集基準
①市警戒体制	国民保護担当職員及び消防局担当職員が参集
②市警戒本部体制	原則として、市対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、市地域防災計画に定める災害警戒本部配備編成基準のA配備若しくはB配備又は災害対策本部配備編成基準の第1配備若しくは第2配備を準用し、個別の事態の状況に応じ、その都度判断し参集
③市対策本部体制	全ての市職員が参集（市地域防災計画に定める災害対策本部配備編成基準の第3配備を準用）

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受け、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき。	①
	市の関係部局又は全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合 情報収集等の初動対応を行う必要があるとき。	①
	市国民保護対策本部設置の通知がない場合 市の関係部局又は全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③

※①又は②の体制の判断は、副市長が行うものとする。

(4) 国民保護担当職員等への連絡手段の確保

市の国民保護担当職員等は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 国民保護担当職員等の参集が困難な場合の対応

市の国民保護担当職員等が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長等の代替職員については、以下のとおりとする。

名 称	代替職員
市長	副市長
部局長	各部局において、あらかじめ定める。

(6) 職員の服務基準

市は、(3)の①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

【所掌事務】

体 制	所掌事務
①市警戒体制	情報収集等を行い状況の把握及びその対応(処理)等にあたるものとする。
②市警戒本部体制	○ 関係情報の収集、分析等に関すること。 ○ 災害の総括に関すること。 ○ 関係機関との連絡調整に関すること。 ○ その他特命事項に関すること。
③市対策本部体制	以下の市国民保護対策本部長の総合調整権の行使について必要な協議・調整に関すること。 ○ 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整 ○ 県の対策本部長に対する総合調整の要請 ○ 職員の派遣の求め ○ 情報提供の求め ○ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め ○ 市教育委員会に対する国民保護措置の実施の求め

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」

という。)を設置した場合において、その機能が確保されるよう整備を図る。

ア 交代要員の確保その他職員の配置

イ 食料、燃料等の備蓄

ウ 自家発電設備の確保 等

### 3 消防機関の体制

#### (1) 消防局及び消防署における体制

消防局及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防局、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防局及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

#### (2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取り組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防局及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

### 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

#### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、国民の権利利益の救済にあたっては、国民保護措置を実施した部局が担当するものとし、必要に応じ、外部の専門家等の協力を得ることなどにより、迅速に対応する。

#### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、第175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、第175条)	



## (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2節 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2 国の機関との連携

#### (1) 防衛省・自衛隊との連携

市は、自衛隊による国民保護等派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

#### (2) 指定地方行政機関等との連携

市は、国民保護措置が円滑に実施できるよう、指定地方行政機関等との連携を図る。

### 3 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との市国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

#### (4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

### 4 他の市町との連携

#### (1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

また、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を関係市町に委託する場合に備え、必要に応じ調整を図る。

#### (2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関の生物・化学兵器災害対応可能部隊数や生物・化学兵器災害対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

### 5 指定公共機関等との連携

#### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等

の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の必要な見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## 6 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための資機材等の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

## 第3節 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

### 1 非常通信体制の整備

市は、武力攻撃事態等において円滑に国民保護措置を実施するため、庁内相互及び県その他関係機関との非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

### 2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報

伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

## 第4節 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃及び武力攻撃災害の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

また、市は、避難行動要支援者、観光客、外国人等情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な体制の整備を図るよう努める。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設 設備 面	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速にかつ確実に伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び防災行政無線を中心に、情報伝達手段の的確な管理・運用に努める。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携に努める。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災現場の状況の写真等を県対策本部等に伝送するシステムの構築に努める。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施に努める。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> </ul>

運 用 面	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できる体制の構築を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、避難行動要支援者、観光客、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>

### (3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

### (4) 個人情報の取り扱い

市は、個人情報の取り扱いについては、法令の規定に基づき十分留意する。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、避難行動要支援者、観光客、外国人等に対する伝達に配慮する。

### (2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図り、さらに、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大に努める。

### (3) 県警察及び海上保安部との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて長崎海上保安部との協力体制を構築する。

### (4) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

### (5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、全国瞬時警報システム(J-ALERT)などを活用した訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取り組みを推進する。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び収集・報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式（資料編を参照）により、原則として、安否情報システムを用いて県に報告する。

#### 【収集・報告すべき情報】

1 避難住民・負傷した住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ ①～⑩を親族、同居者、知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意

## (2) 安否情報収集、整理、報告及び提供のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

（安否情報の収集等における関係部局の役割分担）

- ・ 総務部 : 各部局から集約した安否情報の取りまとめ、整理、県への報告、照会・回答  
避難所及び避難誘導時における安否情報の収集
- ・ 市民健康部 : 市立病院機構等における安否情報の収集
- ・ 企画財政部 : ボランティア団体等との連絡  
: 離島における住民の安否情報の収集
- ・ こども部 : 保育園等における安否情報の収集
- ・ 福祉部 : 避難行動要支援者における安否情報の収集
- ・ 教育委員会 : 市立学校における安否情報の収集

## (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、保有する資料等に基づき事業所・学校等安否情報の収集について協力を求める可能性のある関係機関を把握しておくなど、必要な準備をするものとする。

# 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

## (1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

## (2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう担当者の育成に努める。

## 第5節 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県職員能力開発センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保するよう努める。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング(インターネットを使った教育、学習)等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

#### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 市における訓練の実施

市は、国、県及び近隣市町等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、生物・化学兵器攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

#### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練の実施に努め



る。

ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練等

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練との有機的な連携に努める。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会等の協力を求めるとともに、特に避難行動要支援者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 市は、自治会・自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

### 第1節 避難に関する基本的事項

#### 1 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、地形地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

- (1) 地形図
- (2) 人口分布
  - ア 夜間人口、世帯数
  - イ 昼間人口
  - ウ 外国人住民人口
- (3) 道路網・輸送力
  - ア 区域内の道路網のリスト
  - イ 公共交通輸送力（鉄道、軌道、バス、タクシー、船）
  - ウ 港湾施設
  - エ ヘリポート
- (4) 避難施設（避難住民を収容することができる施設）
- (5) 生活関連等施設等のリスト
- (6) 避難行動要支援者名簿
- (7) その他必要な基礎的資料

#### 2 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### 3 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

#### ※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、

高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

#### **4 離島住民の避難**

市は、離島の住民の避難について、国〔内閣官房、国土交通省〕から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」（平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知）及び県国民保護計画を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するために、県及び指定地方公共機関等との連携協力を努める。

#### **5 観光客の避難**

市は、観光客の避難誘導時において観光客、施設、交通機関等の状況の迅速かつ的確な情報収集・伝達が必要となるため、その連絡体制の構築に努める。

#### **6 民間事業者からの協力の確保**

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築に努める。

#### **7 学校や事業所との連携**

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換等を通じて、対応を確認する。

#### **8 大規模集客施設との連携**

市は、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、施設管理者等に対して武力攻撃事態等に対応するため、危機管理・自主防災・自衛消防対策の見直し、強化を要請するとともに必要に応じて指導、助言を行い、また、施設管理者等に避難等の訓練への参加を要請する。

## 第2節 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。作成に当たっては、避難行動要支援者への対応、公共交通空白地域や斜面市街地等での誘導、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮する。

## 第3節 救援に関する基本的事項

### 1 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

### 2 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取り組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

### 3 医療関係団体及び電気通信事業者との調整

市は、適切な医療の実施を要請する方法を医療関係団体等と、また、避難住民のための電話その他の通信設備の臨時の設置について、指定公共機関である電気通信事業者とあらかじめ調整を行う。

## 第4節 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

### 1 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

### 2 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

## 第5節 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

## 第6節 生活関連等施設の把握等

### 1 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点」一部変更について（平成27年4月21日事務連絡内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

- ・施設の巡回を実施するなど、自主警戒の強化に努めること。
- ・関係機関との連絡網の構築に努めること。
- ・施設への出入り管理にあたっては、身分確認に留意すること。

#### 【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	—
	2号	ガス工作物	経済産業省	—
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	環境部 —
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	—
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—
	6号	放送用無線設備	総務省	—
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木部
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	土木部
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	土木部 農林部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	危機管理監
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	福祉保健部
	3号	火薬類	経済産業省	危機管理監
	4号	高压ガス	経済産業省	危機管理監
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	—
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	—
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	—
	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律）	厚生労働省 農林水産省	福祉保健部 農林部
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	—
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	—
	11号	毒性物質	経済産業省	—

※ 所管県担当部局欄の「－」は、長崎県において、国民保護施行令各号に該当する施設がなく、長崎県の担当部局がないことを示す。

## 2 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

## 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

### 第1節 市における備蓄

#### 1 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

#### 2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

#### 3 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町や事業者等との間で、防災に関し締結している協定を必要に応じ見直すなど、必要な体制を整備する。

### 第2節 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### 1 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

#### 2 ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

### 3 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。



## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 第1節 国民保護措置に関する啓発

#### 1 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、各種研修会、講演会等の機会をとらえて啓発に努める。また、避難行動要支援者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発に努める。

#### 2 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発に努める。

#### 3 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育等のための教育に努める。

#### 4 観光施設、宿泊施設等における啓発

市は、観光施設、ホテル等の管理者が観光客等に対し避難所、避難経路を確実に伝達が行え、また、従業員等による引率等により避難が円滑に行われるよう啓発に努める。

### 第2節 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知に努める。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国等が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

#### 第1節 事態認定前における初動体制の整備及び初動措置

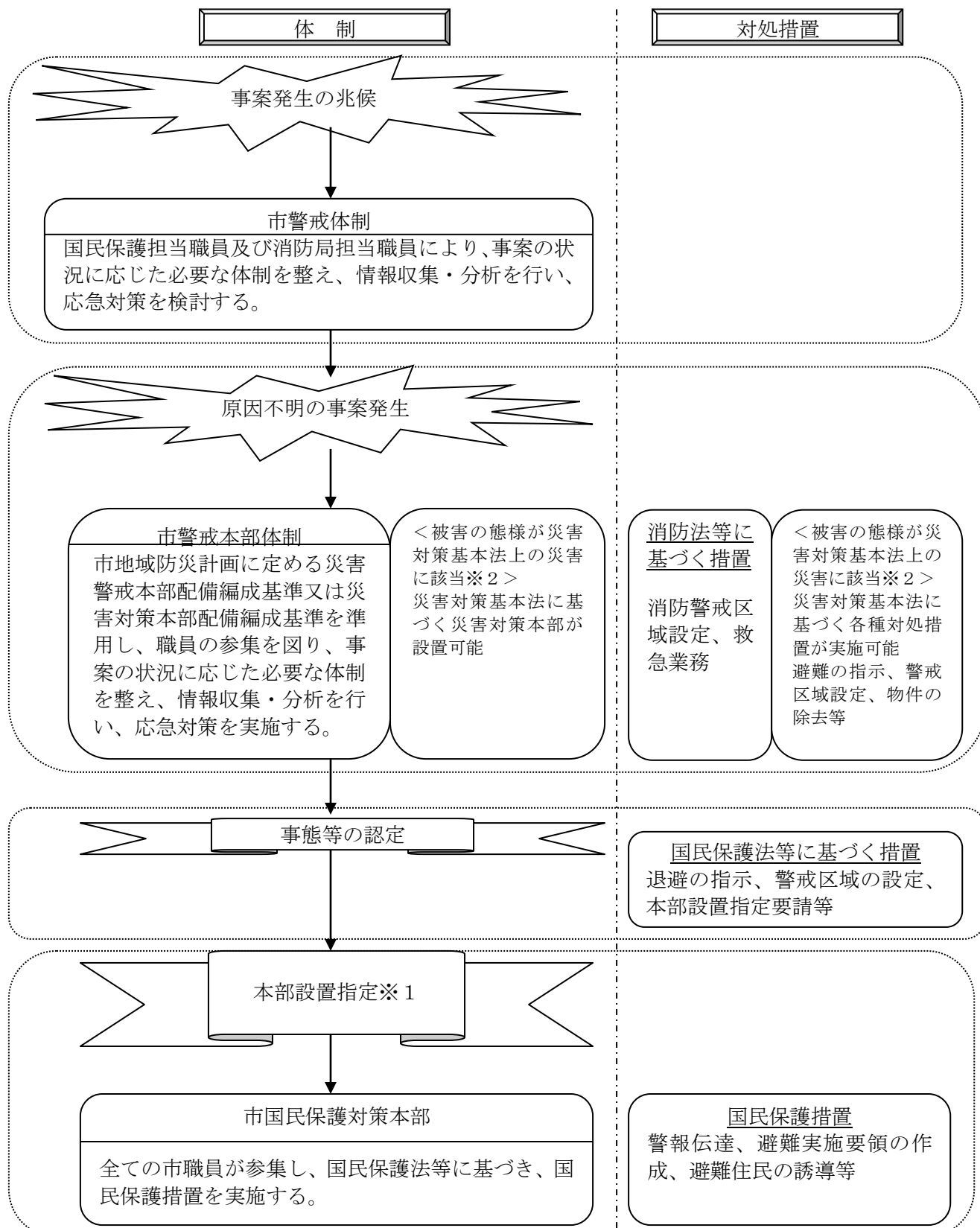
##### 1 市警戒本部体制等の設置

(1) 市長は、事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受け、情報収集等の初動対応を行う必要があるときは「市警戒体制」を設置し、また、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「市警戒本部体制」を設置し、初動体制にあたるものとする。

(2) 「市警戒本部体制」は、市地域防災計画に定める災害警戒本部配備編成基準のA配備若しくはB配備又は災害対策本部配備編成基準の第1配備若しくは第2配備に定める組織編成のとおりとし、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報収集を行うとともに、「市警戒本部体制」を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、市警戒本部体制は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場に置ける消防機関との通信を確保する。

【初動体制の確立から市対策本部を設置するまでの流れ】



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発・放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

## 2 初動措置の確保

市は、初動体制下において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市国民保護対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

## 3 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

## 4 市対策本部への移行

市長は、市警戒体制又は市警戒本部体制を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市警戒体制又は市警戒本部体制は廃止する。

## 第2節 市対策本部への移行に要する調整

市は、市対策本部の設置前に災害対策基本法や市地域防災計画に基づく各種措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

### 【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

## 第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 第1節 市対策本部の設置

#### 1 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

(1) 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

(2) 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

なお、事前に市警戒本部体制等を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

(3) 市対策本部員及び市対策本部職員等の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、防災体制における連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

市対策本部の設置の伝達があった場合、全職員は、直ちに参集するものとする。

また、テレビ、ラジオ、インターネット等から市対策本部を設置すべき市の指定を受けたとの情報を得た場合は、参集の指示を待つことなく、自主的に参集しなければならない。

(4) 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎本館5階大会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会及び関係機関に市対策本部を設置した旨を連絡する。

(5) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備の確保等を行う。

(6) 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じては、市長の判断により予備施設を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

予備施設：消防局

## 2 市対策本部を設置すべき指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

## 3 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

### (1) 市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員

ア 市対策本部長は、市対策本部の事務を総括する。

イ 市対策副本部長は、副市長をもって充てる。

ウ 市対策本部員は、各部局長とする。

### (2) 市対策本部総括部

市対策本部に総括部を置く。市対策本部総括部長は危機管理監とし、市対策本部総括部員は防災危機管理室職員及び市対策本部長の指定する職員をもって充てる。

### 市対策本部の組織図



【市対策本部の各部局における武力攻撃事態における業務】

部	部長（）は副部長	班	班長	事務分掌	担当課等
本部総括部	危機管理監	本部総括班	防災危機管理室長	<p>市対策本部会議の運営に関すること。</p> <p>市対策本部に関すること。</p> <p>市対策本部長が決定した方針に基づく各部及び各班に対する具体的な指示</p> <p>市が行う国民保護措置に関する調整</p> <p>防災行政無線の管理運営に関すること。</p> <p>アマチュア無線局との連絡調整に関すること。</p> <p>警報の伝達、避難・退避の伝達及び緊急通報に関すること。</p> <p>本部職員の招集に関すること。</p> <p>特殊標章等の交付、許可に関すること。</p>	防災危機管理室
本部対策部	総務部長 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 農業委員会事務局長	本部対策班	総務課長	<p>県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項</p> <p>県対策本部長に対する総合調整の要請等に関すること。</p> <p>県及び他の市町に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項</p> <p>九州市長会との連絡調整に関すること。</p>	総務課 行政体制整備室
		秘書班	秘書課長	<p>本部長及び副本部長の秘書に関すること。</p> <p>災害見舞者の応接に関すること。</p>	秘書課
		広報班	広報広聴課長	<p>報道機関に対する情報の発表及び連絡に関すること。</p> <p>武力攻撃災害情報の市民への広報に関すること。</p> <p>武力攻撃災害写真の撮影及び収集に関すること。</p>	広報広聴課
		動員・避難班	人事課長	<p>職員の動員及び配備計画に関すること。</p> <p>応援班の活動配備に関すること。</p> <p>雇入れ労働者の確保及び配置に関すること。</p> <p>他の公共団体の応援要請に関すること。</p> <p>避難所の開設及び管理運営に関すること。</p> <p>避難所等に勤務する職員の動員に関すること。</p> <p>避難所等との連絡調整に関すること。</p>	人事課
		情報班	情報システム課長	<p>武力攻撃災害情報等の受理及び通報に関すること。</p> <p>武力攻撃災害情報等の収集・提供(安否情報を含む。)及び記録整理に関すること。</p> <p>関係機関に対する武力攻撃災害報告に関すること。</p> <p>本部総括部との連絡調整に関すること。</p> <p>総合事務所及び地域センターに対する武力攻撃災害情報等の連絡に関すること。</p>	統計課 情報システム課
		東京連絡班	東京事務所長	国会及び中央官庁との連絡調整に関すること。	東京事務所



		応援班	監査事務局長	他班の応援に関する事。	監査事務局 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局 用地課
企画財政部	企画財政部長	財政班	財政課長	国民保護対策に係る予算措置に関する事。 武力攻撃災害に伴う財政計画及び財政に関する政府機関との連絡に関する事。	財政課
		ボランティア班	市民協働推進室長	災害ボランティアセンターの設置に関する事。 災害ボランティアセンターと連携し、ボランティアの募集、受付、管理、派遣調整に関する事。	都市経営室 世界遺産推進室
理財部	理財部長	管財班	財産活用課長	市有財産の被害状況の調査及び取りまとめに関する事。 庁舎の応急対策に関する事。 庁舎の電気及び電話設備の調整に関する事。 武力攻撃災害対策の公用車配備計画及び運行に関する事。 奉仕車両の受付及び配車計画に関する事。 用地の確保、土地の使用・提供等に関する事。	財産活用課 資産経営室
		契約班	契約検査課長	緊急物品の購入に関する事。	契約検査課
		調査班	収納課長	建物の被害調査に関する事。 り災証明（火災に係るものを除く。）の発行に関する事。 武力攻撃災害による市税の納期限の延長、徴収の猶予及び減免に関する事。	収納課 特別滞納整理室 資産税課 市民税課
		出納班	出納室長	武力攻撃災害対策に係る現金の出納に関する事。 義捐金の受入れ及び保管に関する事。	出納室
市民生活部	市民生活部長	厚生相談班	自治振興課長	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関する事。 災害見舞金に関する事。 武力攻撃災害に関する市民相談について地域センターとの連携・調整に関する事。	自治振興課

		地域センター協力班	人権男女共同参画室長	地域センターの武力攻撃災害対策に対する協力に關すること。	人権男女共同参画室 消費者センター
		スポーツ振興班	スポーツ振興課長	体育施設の被害調査及びその対策に關すること。	スポーツ振興課
		遺体火葬班	もみじ谷葬斎場長	死体の火葬に關すること。	もみじ谷葬斎場
原爆被爆対策部長	原爆被爆対策部長	原爆施設班	調査課長	原爆関連被害状況の収集及びその応急対策に關すること。	調査課 援護課 平和推進課 被爆継承課
福祉部長	福祉部長	福祉総務班	福祉総務課長	部内関係施設の被害状況の収集及び連絡調整に關すること。 福祉避難所の開設に係る関係団体及び各総合事務所（支援班）との連絡調整に關すること。	福祉総務課 高齢者すこやか支援課 障害福祉課 介護保険課 地域包括ケアシステム推進室 高砂園
市民健康部長 (保健所長)	市民健康部長 (保健所長)	保健総務班	地域保健課長	部内の被害状況の収集に關すること。 医療機関の被害調査及びその対策に關すること。 医療機関との連絡調整に關すること。 感染症の予防に關すること。 疫学調査及び保健指導に關すること。 救護班の編成に關すること。 救護活動に關すること。 地方独立行政法人長崎市立病院機構に対する医療救護活動等に關する要請及び同機構との連絡調整に關すること。 ペット動物の対策に關すること。	地域保健課 地域医療室 健康づくり課 後期高齢者医療室 伊王島国民健康保険診療所 高島国民健康保険診療所 池島診療所 小口診療所 野母崎診療所 動物管理センター
		生活衛生班	生活衛生課長	環境衛生及び食品衛生に關すること。 感染症及び食中毒等の防疫知識の普及に關すること。	生活衛生課
		検査班	保健環境試験所長	細菌検査に關すること。 理化学検査に關すること。	保健環境試験所

		物資班	国民健康保険課長	<p>救援物資の調達及び配分計画に関すること。</p> <p>義捐物資の受入れ及び配分に関すること。</p> <p>り災者の生活必需品等救援物資の給与又は貸与及び配布に関すること。</p> <p>義捐金の配分に関すること。</p>	国民健康保険課
こども部	こども部長	福祉施設班	子育て支援課長	<p>部内の被害状況の調査及びその対策に関すること。</p> <p>部内関係福祉施設、放課後児童クラブ、放課後子ども教室及び幼稚園の被害状況調査及び避難状況の確認に関すること。</p> <p>部内関係福祉施設、放課後児童クラブ、放課後子ども教室及び幼稚園との連絡調整に関すること。</p> <p>福祉施設入所者の援護に関すること。</p> <p>ひとり親世帯及び孤児の調査及び援護に関すること。</p> <p>市立幼稚園及び市立保育所の児童の避難に関すること。</p>	<p>子育て支援課</p> <p>幼児課</p> <p>こどもみらい課</p> <p>こども健康課</p> <p>少年センター</p> <p>幼稚園</p>
環境部	環境部長	環境総務班	環境政策課長	<p>部内の被害状況の収集及びその対策に関すること。</p> <p>関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>防疫に関すること。</p> <p>衛生害虫及びねずみ族の駆除に関すること。</p> <p>有害物質の性状検知及び発生源の探求に関すること。</p> <p>水質汚濁等の公害に係る調査及び防止値策に関すること。</p>	環境政策課
		廃棄物対策班	廃棄物対策課長	<p>ごみ等の緊急対策に関すること。</p> <p>環境センター及び車両センターとの連絡調整に関すること。</p> <p>し尿処理の連絡調整に関すること。</p> <p>清掃施設の応急対策に関すること。</p> <p>仮設トイレの手配に関すること。</p>	<p>廃棄物対策課</p> <p>環境整備課</p>
		中央作業班	中央環境センター所長	<p>市域の中・西・南・北部におけるごみ等の緊急収集に関すること。</p>	中央環境センター
		東部作業班	東部環境センター所長	<p>市域の東部におけるごみ等の緊急収集に関すること。</p>	東部環境センター
		処理班	環境整備課長	<p>ごみ等の処分に関すること。</p> <p>し尿処理に関すること。</p>	<p>環境整備課</p> <p>東工場</p> <p>三京クリーン</p>

商工部	商工部長	商工班	産業雇用政策課長	商工業施設の被害調査に関すること。 中小企業の武力攻撃災害復興資金の融資に関すること。 武力攻撃災害融資に伴う被害証明に関すること。	産業雇用政策課 商工振興課
文化観光部	文化観光部長	文化観光施設班	観光政策課長	観光施設の被害調査及びその対策に関すること。 文化施設(文化財課の所管に係るものを除く)の被害調査及びその対策に関すること。 観光客への広報活動及び情報収集に関すること。	観光政策課 MICE 推進室 交流拠点施設整備室 観光推進課 文化振興課 出島復元整備室
		国際班	国際課長	海外からの支援に係る連絡調整に関すること。 通訳者の手配及び発見に関すること。 外国人への広報活動及び情報収集に関すること。	国際課
		文化財班	文化財課長	文化財の被害調査及びその対策に関すること。	文化財課
水産農林部	水産農林部長	水産農林総務班	水産農林政策課長	部内の被害状況の収集に関すること。	水産農林政策課
		水産班	水産振興課長	市有水産関係施設の被害調査及びその対策に関すること。 り災漁業者への応急融資に関すること。 武力攻撃災害融資に伴う被害証明に関すること。 漁協等との連絡調整及び協力要請に関すること。 漁港施設の被害調査及びその応急対策に関すること。	水産振興課 水産センター
		農林班	農林振興課長	農作物、畜産関係の被害調査及びその対策に関すること。 り災農業者への応急融資に関すること。 武力攻撃災害融資に伴う被害証明に関すること。 九州農政局長崎県拠点との連絡に関すること。 農協等との連絡調整及び協力要請に関すること。 いこいの里の被害状況の収集及びその対策に関すること。	農林振興課
まちづくり部	まちづくり部長 (東長崎土地区画整理事務所長) (まちづくり部次長)	都市計画班	都市計画課長	部内の被害状況の収集及びその対策に関すること。 土地利用、都市計画施設の被害状況調査に関すること。 港湾の潮位の通報及び監視並びに警戒に関すること。 港湾施設の維持管理に関すること。 都市再開発事業及び土地区画整理事業区域の被害状況調査に関すること。 公共交通事業者との連絡調整に関すること。	都市計画課 まちなか事業推進室 東長崎土地区画整理事務所

		長崎駅周辺整備班	長崎駅周辺整備室長	長崎駅周辺地区の被害状況等の情報収集に関すること。	長崎駅周辺整備室
		景観推進班	景観推進室長	景観形成地区及び景観対象物の被害状況調査に関すること。	景観推進室
		住宅班	住宅課長	応急仮設住宅入居者の選考及び仮設住宅の管理に管理に関すること。 住宅の応急修理対象者の選考に関すること。 被災者の住宅相談に関すること。 市営住宅の被害調査及びその対策に関すること。	住宅課
		建築班	建築課長	応急仮設住宅の建設計画の策定及び建設並びに設備の応急修理に関すること。 建築用復旧資機材の確保に関すること。	建築課
		設備班	設備課長	市有建築物の設備被害状況の収集及びその対策に関すること。 応急仮設住宅の建設及び設備の応急修理に関すること。	設備課
		建築指導班	建築指導課長	武力攻撃災害復興住宅資金の融資に関すること。 被災者の建築物、宅地の復旧相談に関すること。 建築物の被災度調査に関すること。 建築物、宅地の武力攻撃災害情報等の現地確認調査に関すること。 武力攻撃災害復興住宅の認定に関すること。 武力攻撃災害復興融資貸付に伴う現場審査に関すること。	建築指導課
中央総合事務所部	中央総合事務所長	中央総務班	総務課長	部内の被害状況の収集及びその対策に関すること。 総合事務所の連絡調整に関すること。	総務課
		中央支援班	地域福祉課長	救護活動に関すること。 避難支援チームの編成に関すること。 避難行動要支援者に対する支援活動に関すること。 死体収容所の開設及び一時収容並びに埋葬に関すること。	地域福祉課 生活福祉1課 生活福祉2課

		中央調査 復旧班	地域整備 1 課長	<p>交通規制等の応急交通対策に関すること。</p> <p>武力攻撃災害時における国道、県道及び市道の情報収集並びに関係交通機関との連絡に関すること。</p> <p>道路、橋りょう、溝きょ等の被害調査及びその対策に関すること。</p> <p>市道の障害物の除去に関すること。</p> <p>水防に関すること。</p> <p>水防資材・器具の確保及び輸送に関すること。</p> <p>河川、都市下水路、急傾斜地等の被害状況調査及びその対策に関すること。</p> <p>河川、都市下水路等の監視及び警戒に関すること。</p> <p>漂流物の保管に関すること。</p> <p>急傾斜地崩壊対策に関すること。</p> <p>公園、緑地、公園樹等の被害調査及びその応急対策に関すること。</p> <p>漁港施設の被害調査及びその応急対策に関すること。</p> <p>林野関係の被害調査及びその応急対策に関すること。</p> <p>農地、農業用施設の被害調査及びその対策に関すること。</p> <p>林道の被害調査及びその応急対策に関すること。</p> <p>斜面市街地再生事業区域の被害状況調査に関すること</p> <p>里道、水路等の法定外公共物の被害調査及びその対策に関すること。</p>	<p>地域整備 1 課</p> <p>地域整備 2 課</p> <p>土木総務課</p> <p>土木企画課</p> <p>土木建設課</p>
		食糧班	中央地域センター所長	<p>主要食糧の確保及び配分に関すること。</p>	<p>中央地域センター</p> <p>中央卸売市場</p>
		中央各 地域 センター班	各 地域センター 所長	<p>管内関係団体との連絡調整に関すること。</p> <p>管内の情報収集及び報告並びに中央対策本部との連絡に関すること。</p> <p>管内の市民等に対する武力攻撃情報等の周知に関すること。</p> <p>管内の被害調査及びその応急対策に関すること。</p>	<p>中央 小ヶ倉 小榊 西浦上 滑石 福田 茂木 式見各 地域センター</p>
東 総 合 事 務 所	東総合事務所長	東支援班	地域福祉課長	<p>救護活動に関すること。</p> <p>避難支援チームの編成に関すること。</p> <p>避難行動要支援者に対する支援活動に関すること。</p> <p>死体収容所の開設及び一時収容に関すること。</p>	<p>地域福祉課</p>

		東調査復旧班	地域整備課長	<p>交通規制等の応急交通対策に関すること。</p> <p>道路、橋りょう、溝きよ等の被害調査及びその対策に関すること。</p> <p>市道の障害物の除去に関すること。</p> <p>水防に関すること。</p> <p>水防資材・器具の確保及び輸送に関すること。</p> <p>河川、都市下水路、急傾斜地等の被害状況調査及びその対策に関すること。</p> <p>河川、都市下水路等の監視及び警戒に関すること。</p> <p>漂流物の保管に関すること。</p> <p>急傾斜地崩壊対策に関すること。</p> <p>公園、緑地、公園樹等の被害調査及びその応急対策に関すること。</p> <p>漁協施設の被害調査及びその応急対策に関すること。</p> <p>林野関係の被害調査及びその応急対策に関すること。</p> <p>農地、農業用施設の被害調査及びその対策に関すること。</p> <p>林道の被害調査及びその応急対策に関すること。</p> <p>里道、水路等の法定外公共物の被害調査及びその対策に関すること。</p>	地域整備課
		東各地域センター班	各地域センター所長	<p>管内関係団体との連絡調整に関すること。</p> <p>管内の情報収集及び報告並びに東対策本部との連絡に関すること。</p> <p>管内の市民等に対する武力攻撃情報等の周知に関すること。</p> <p>管内の被害調査及びその応急対策に関すること。</p>	東長崎 日見各地域センター
南総合事務	南総合事務所長	支援班	地域福祉課長	<p>救護活動に関すること。</p> <p>避難支援チームの編成に関すること。</p> <p>避難行動要支援者に対する支援活動に関すること。</p> <p>死体収容所の開設及び一時収容に関すること。</p>	地域福祉課

		南調査復旧班	地域整備課長	<p>交通規制等の応急交通対策に関すること。</p> <p>道路、橋りょう、溝きよ等の被害調査及びその対策に関すること。</p> <p>市道の障害物の除去に関すること。</p> <p>水防に関すること。</p> <p>水防資材・器具の確保及び輸送に関すること。</p> <p>河川、都市下水路、急傾斜地等の被害状況調査及びその対策に関すること。</p> <p>河川、都市下水路等の監視及び警戒に関すること。</p> <p>漂流物の保管に関すること。</p> <p>急傾斜地崩壊対策に関すること。</p> <p>公園、緑地、公園樹等の被害調査及びその応急対策に関すること。</p> <p>林野関係の被害調査及びその応急対策に関すること。</p> <p>農地、農業用施設の被害調査及びその対策に関すること。</p> <p>林道の被害調査及びその応急対策に関すること。</p> <p>里道、水路等の法定外公共物の被害調査及びその対策に関すること。</p> <p>管内関係団体との連絡調整に関すること。</p> <p>管内の情報収集及び報告並びに中央災害対策本部との連絡に関すること。</p>	地域整備課
		南各地域センター班	各地域センター所長	<p>管内の市民等に対する武力攻撃情報等の周知に関すること。</p> <p>管内の被害調査及びその応急対策に関すること。</p> <p>管内関係団体との連絡調整に関すること。</p> <p>管内の情報収集及び報告並びに南災害対策本部との連絡に関すること。</p> <p>管内の市民等に対する武力攻撃情報等の周知に関すること。</p> <p>管内の被害調査及びその応急対策に関すること。</p>	<p>土井首</p> <p>深堀</p> <p>香焼</p> <p>伊王島</p> <p>高島</p> <p>野母崎</p> <p>三和</p> <p>各地域センター</p>
北総合事務所	北総合事務所長	北支援班	地域福祉課長	<p>救護活動に関すること。</p> <p>避難支援チームの編成に関すること。</p> <p>避難行動要支援者に対する支援活動に関すること。</p> <p>死体収容所の開設及び一時収容に関すること。</p>	地域福祉課



	北調査復旧班	地域整備課長	<p>交通規制等の応急交通対策に関すること。</p> <p>道路、橋りょう、溝きよ等の被害調査及びその対策に関すること。</p> <p>市道の障害物の除去に関すること。</p> <p>水防に関すること。</p> <p>水防資材・器具の確保及び輸送に関すること。</p> <p>河川、都市下水路、急傾斜地等の被害状況調査及びその対策に関すること。</p> <p>河川、都市下水路等の監視及び警戒に関すること。</p> <p>漂流物の保管に関すること。</p> <p>急傾斜地崩壊対策に関すること。</p> <p>公園、緑地、公園樹等の被害調査及びその応急対策に関すること。</p> <p>林野関係の被害調査及びその応急対策に関すること。</p> <p>農地、農業用施設の被害調査及びその対策に関すること。</p> <p>林道の被害調査及びその応急対策に関すること。</p> <p>里道、水路等の法定外公共物の被害調査及びその対策に関すること。</p>	地域整備課
	各地域センター班	地域センター所長	<p>管内関係団体との連絡調整に関すること。</p> <p>管内の情報収集及び報告並びに北災害対策本部との連絡に関すること。</p> <p>管内の市民等に対する武力攻撃情報等の周知に関すること。</p> <p>管内の被害調査及びその応急対策に関すること。</p>	三重地域センター
		各地域センター所長	<p>管内関係団体との連絡調整に関すること。</p> <p>管内の情報収集及び報告並びに中央災害対策本部との連絡に関すること。</p> <p>管内の市民等に対する武力攻撃情報等の周知に関すること。</p> <p>管内の被害調査及びその応急対策に関すること。</p> <p>管内の防災行政無線の管理運営に関すること。</p>	外海琴海各地域センター

消防部	消防局長	消防総務班	総務課長	関係機関及び各班（消防部）との連絡調整に関すること。 火災等の現場写真、記録に関すること。 消防公有財産の管理に関すること。 緊急物資、資機材及び非常食の調達に関すること。 消防活動に必要な車両等の借上げ及び燃料調達に関すること。 特殊標章等の交付、許可に関すること。	総務課
		予防調査班	予防課長	被害状況の収集に関すること。 被害状況の集計及び記録に関すること。 危険物又はその施設等の指導に関すること。 危険物災害の状況把握及びその対策に関すること。 火災の原因及び損害調査に関すること。 火災に係るり災証明の発行に関すること。 火災等の現場写真、記録に関すること。	予防課
		警防班	警防課長	総合的な火災等の対策の推進及び連絡調整に関すること。 救急救助対策の推進及び連絡調整に関すること。 消防職員及び団員の非常招集及び配置に関すること。 消防機械器具の整備、配置に関すること。 避難誘導及び避難経路の確保指示に関すること。 特殊標章等の交付、許可に関すること。	警防課
		指令班	指令課長	消防隊の出動指令に関すること。 消防通信の運用及び統制に関すること。	指令課
		中央署班	中央消防署長	武力攻撃災害に対する警戒及び防御に関すること。 避難誘導に関すること。 人命救助及び救急業務に関すること。 行方不明者の捜索に関すること。	中央消防署
		北署班	北消防署長		北消防署
		南署班	南消防署長		南消防署
上下水道部	上下水道局長 (業務部長) (事業部長)	上下水道総務班	総務課長	上下水道施設の安全対策に関すること。 上水道施設の被害状況の収集及びその対策に関すること。 非常用飲料水の給水に関すること。	総務課 経理課 料金サービス課
		上下水道復旧統括班	事業管理課長		事業管理課
		給配水施設復旧班	水道建設課長		水道建設課

		給水班	給水課長		給水課
		浄水施設 復旧班	浄水課長		浄水課
		水質班	水質管理室長		水質管理室
		下水道管渠 復旧班	下水道建設課 長		下水道建設課 事業管理課
		下水道施設 復旧班	下水道施設課 長		下水道施設課
議会部	議会事務局長	議会班	総務課長	議会との連絡調整に関すること。	議会総務課 議事調査課
教育部	教育長 (教育総務部長) (学校教育部長)	教育総務班	総務課長	教育委員会内の被害状況の収集及びその対策に関すること。 教育委員会所管の施設の供与及び管理に関すること。 教育緊急物品の調達に関すること。 教育委員会所管の調整及び事務に関すること。	総務課
		教育施設班	施設課長	学校(幼稚園を除く。)教育施設の被害調査及びその対策に関すること。	施設課
		社会教育班	生涯学習課長	社会教育施設の被害調査及びその対策に関すること。 公立公民館の避難所開設の協力に関すること。 婦人会等協力団体との連絡調整に関すること。 PTA等社会教育関係団体の協力要請に関すること。	生涯学習課 各公民館 市立図書館 香焼図書館
		学校教育班	学校教育課長	児童及び生徒の避難に関すること。 被災児童及び生徒に対する教科書並びに学用品の支給に関すること。 応急教育に関すること。 児童及び生徒の保健並びに学校給食に関すること。	学校教育課 健康教育課 小学校 中学校 高等学校 教育研究所

- 備考**
- 1 災害発生初期においては、人命救助・生命の安全を最優先するものとする。
  - 2 災害現場において、動員の必要が生じた場合は、事務分掌にかかわらず副本部長又は各対策部長の指示に従うものとする。
  - 3 対策本部設置前において、事務分掌に係る事象が生じ対応が必要となった場合は、本部総括部本部総括班と調整のうえ、該当対策部、対策班が対応するものとする。

#### 4 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

##### ※【市対策本部における広報体制】

##### (1) 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

##### (2) 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

##### (3) 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ 県と連携した広報体制を構築すること。

#### 5 長崎市国民保護現地対策本部の設置

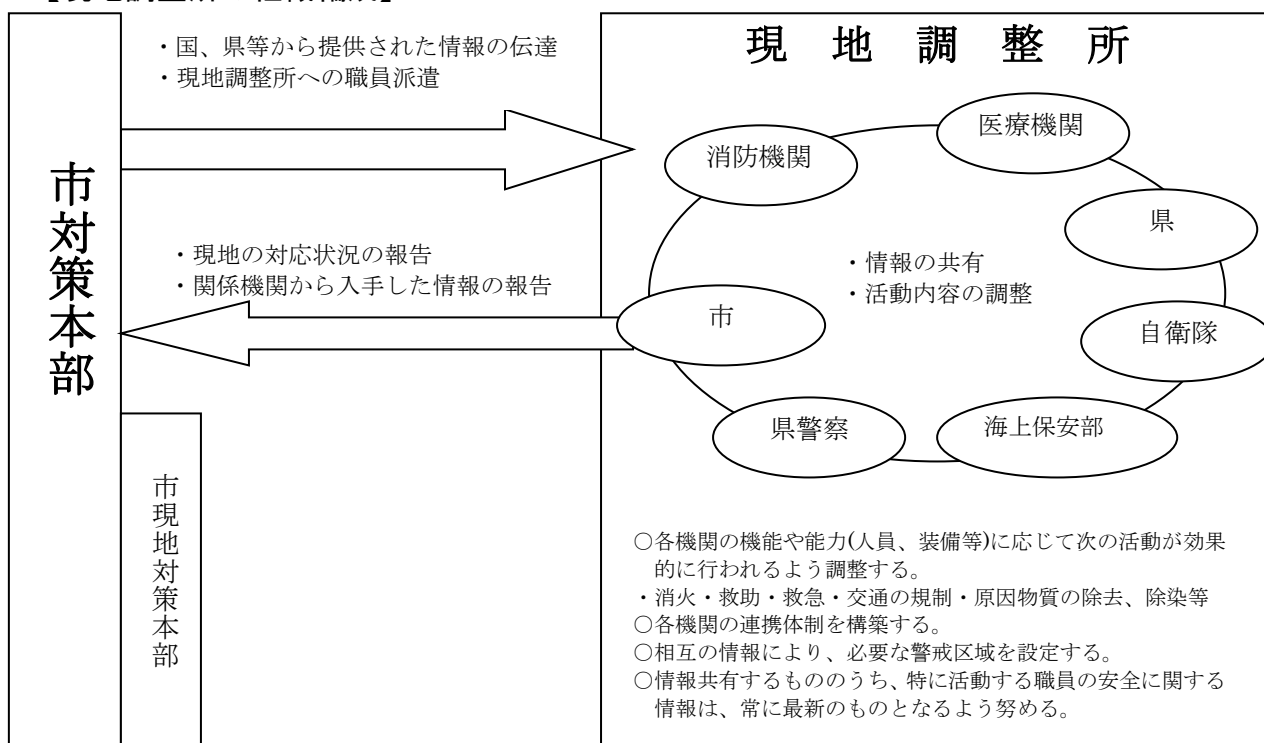
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、長崎市国民保護現地対策本部（以下「市現地対策本部」という。）を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

#### 6 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

### 【現地調整所の組織編成】



### 【現地調整所の性格について】

- (1) 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- (2) 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- (3) 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。  
 現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
- (4) 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当

たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

## 7 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市の区域内における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

### (1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

### (2) 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

### (3) 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

### (4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

### (5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

## 8 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

## 第2節 通信の確保

### 1 非常用情報通信手段の確保

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び防災行政無線を中心に、情報通信手段の的確な管理・運用・整備を行う。

### 2 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくはインターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

### 3 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

### 4 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 第1節 国・県の対策本部との連携

#### 1 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### 2 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

### 第2節 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### 1 県への措置要請

市は、市の区域内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### 2 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域内における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

#### 3 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。



### 第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- 1 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて市の区域を担当区域とする長崎地方協力本部長又は市国民保護協議会委員たる隊員等を通じて、陸上自衛隊にあつては市の区域を担当区域とする西部方面総監、海上自衛隊にあつては当該区域を警備区域とする佐世保地方総監、航空自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする西部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。
- 2 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

### 第4節 他の市町に対する応援の要求、事務の委託

#### 1 他の市町への応援の要求

- (1) 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。
- (2) 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

#### 2 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

#### 3 事務の一部の委託

- (1) 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
  - ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
  - イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- (2) 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

## 第5節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- 1 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- 2 市は、1の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、1の職員の派遣について、あつせんを求める。

## 第6節 市の行う応援等

### 1 他の市町に対して行う応援等

- (1) 市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- (2) 他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

### 2 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 第7節 自主防災組織等に対する支援等

### 1 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

### 2 ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボラン

ティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア活動本部等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

### 3 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 第8節 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1節 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達等

##### (1) 警報の内容の伝達

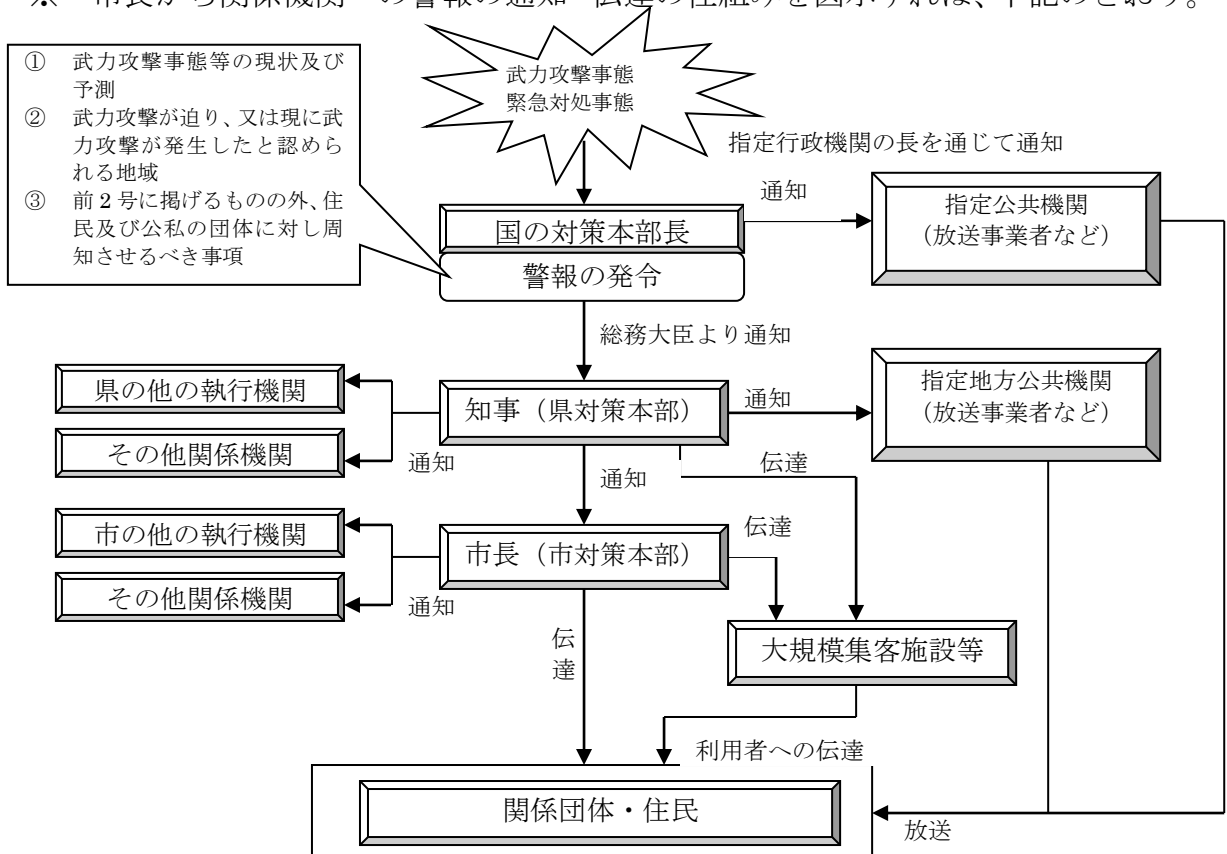
市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係団体等に警報の内容を伝達する。

##### (2) 警報の内容の通知

ア 市長は、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



※警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか広報車等を活用することなどにより行う。

## 2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）等を活用し地方公共団体に伝達される。同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、その他の情報伝達手段も活用し、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

（ア）この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

（イ）なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団による伝達、自主防災組織や自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 市は、港内在泊中の船舶等に在る者に対する警報の内容の伝達については、必要に応じ、海上保安部と連携協力するものとする。

- (4) 警報の内容の伝達においては、特に、避難行動要支援者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、総合事務所・消防

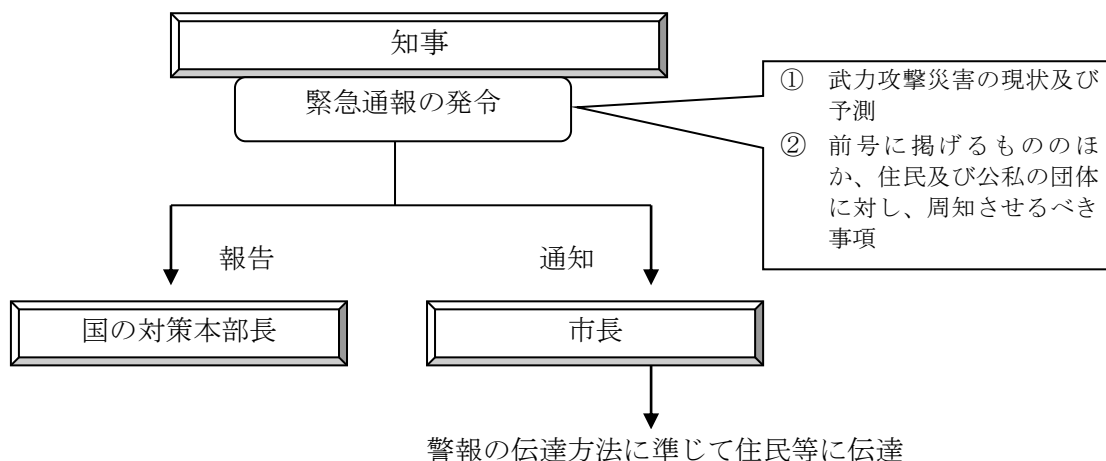
局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (5) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

### 3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

#### 【緊急通報の発令・通知・伝達】



#### ※知事による緊急通報の発令等【法第99条、第100条】

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、以下の内容を含む緊急通報を発令することとされている。

- ① 武力攻撃災害の現状及び予測
- ② 上記の他、住民及び関係団体に対し周知させるべき事項

知事は、緊急通報を発令したときは、直ちにその内容を当該区域内の市町村長、他の執行機関並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関に通知することとされている。

## 第2節 避難住民の誘導等

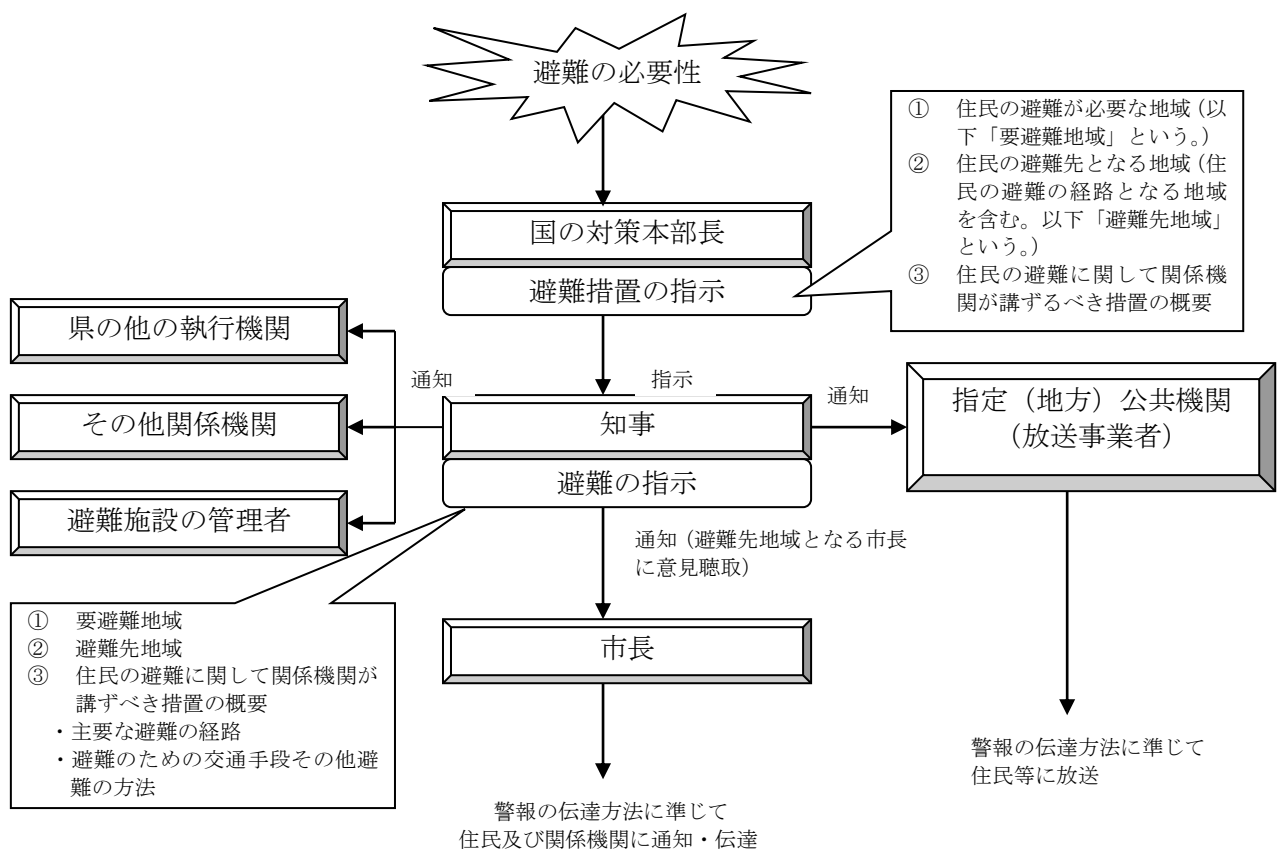
市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。

#### 【避難措置の指示、避難の指示の通知・伝達】



## 2 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

#### 【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

#### 【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとする場合もありうる。

### (2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

#### ア 避難の指示の内容の確認

（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）

#### イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）

#### ウ 避難住民の概数把握

#### エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

#### オ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）

（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）

#### カ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）

#### キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・



- 自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

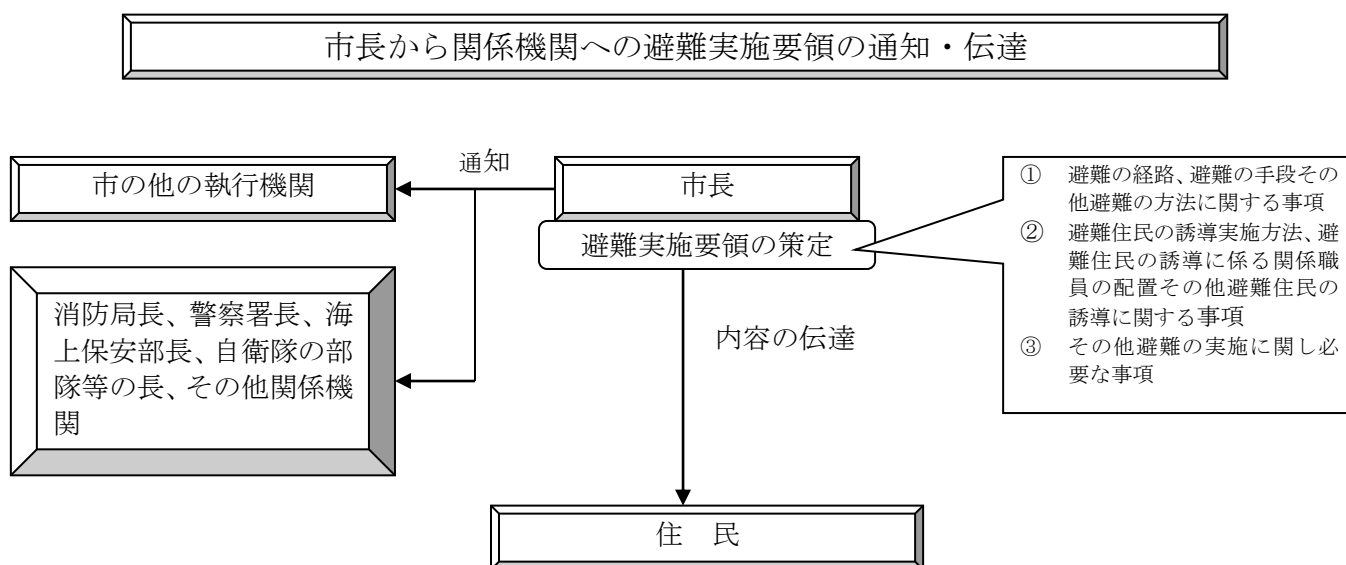
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防局長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



### 3 避難住民の誘導

#### (1) 市長による避難住民の誘導

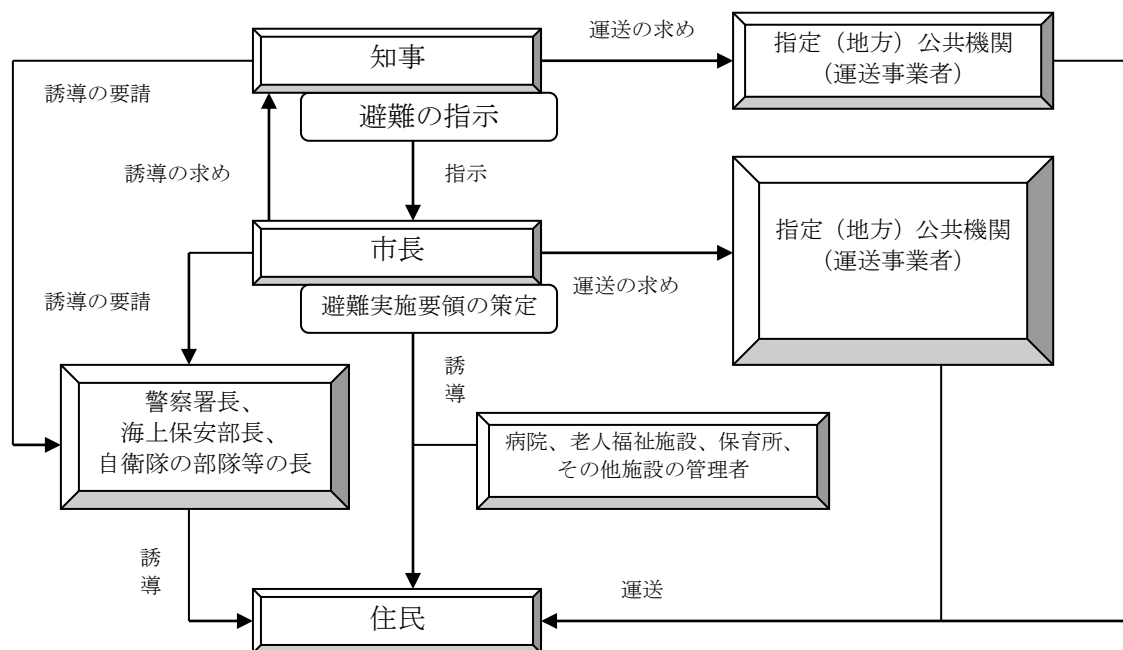
市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

避難誘導の流れは下図のとおり。

【避難誘導の流れ】



#### (2) 消防機関の活動

消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難

行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、国民保護措置についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市は、避難行動要支援者の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(7) 残留者等への対応

市は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等

に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

市は、道路管理者として、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 大規模な住民の避難

多数の住民を避難させる必要が生じた場合、知事は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の

推移に応じた国の対策本部長の指示を待って対応することとされている。市長は、知事からの避難の指示を踏まえ、避難住民の誘導を行う。

(14) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(15) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

[参考] 避難の実施体制

事項区分	実施責任者	内容	実施の基準
の避難措置	国対策本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>「要避難地域」</li> <li>「避難先地域」</li> <li>関係機関が講ずべき措置の概要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の避難が必要であると認めるとき。</li> </ul>
避難の指示	知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>「要避難地域」</li> <li>「避難先地域」</li> <li>関係機関が講ずべき措置の概要</li> <li>主要な避難経路</li> <li>避難のための交通手段</li> <li>その他の避難の方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国対策本部長が避難措置の指示をしたとき。</li> <li>知事が自ら要避難地域の近接地域の住民も避難もさせることが必要であると認めるとき。</li> </ul>
避難住民の誘導	市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記避難の指示の伝達</li> <li>避難実施要領の策定 (避難の経路、手段、手順) (避難住民の誘導の実施方法) (関係職員の配置) (その他避難、誘導に必要な事項)</li> <li>避難実施要領の内容の伝達・通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事が住民に対し避難の指示をしたとき。</li> </ul>
	市の職員・消防団員	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難住民の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長が避難誘導を実施するとき。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>警告、指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき。</li> </ul>
	消防吏員	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難住民の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長が避難誘導を実施するとき。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>警告、指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき。</li> </ul>
	警察官・海上保安官	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入禁止、退去の措置</li> <li>道路上の車両等の除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険な事態が発生するおそれがあると認められ、警察官又は海上保安官がその場にいないとき。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難住民の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長の要請があったとき。</li> <li>知事の要請があったとき。</li> </ul>
自衛官	<ul style="list-style-type: none"> <li>警告、指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難住民の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長の要請があったとき。</li> <li>知事の要請があったとき。</li> </ul>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>立入禁止、退去の措置</li> <li>道路上の車両等の除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険な事態が発生するおそれがあると認められ、警察官又は海上保安官がその場にいないとき。</li> </ul>
	県の職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難住民の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長の要請があったとき。</li> <li>市長に避難住民の誘導の指示を行っても所要の避難住民の誘導が市長により行われない場合</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>警告、指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき。</li> </ul>

#### 4 本市の地域特性に応じた避難の誘導に際しての留意事項

##### (1) 離島における住民の避難

離島における避難では、輸送手段に大きな制約があることから、国から別途示されている「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的考え方(国土交通省)」及び県国民保護計画を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するために、県及び指定地方公共機関等との連携協力に努め、以下のとおり措置を行うこととする。

ア 島内の住民を、輸送の拠点となる港湾へ輸送する手段としては、基本的には徒歩とするものの、港湾までの距離が遠い人や、避難行動要支援者等の輸送としては、バスや公用車等を確保し利用するものとする。

イ 市長は、避難に関する情報について、県の対策本部に早急に連絡するものとする。

ウ 市長は、知事の避難の指示（避難の時期、避難の経路、交通手段等）を踏まえ、県と連携しながら、あらかじめ定めた避難実施要領のパターンを基に避難実施要領を定め、島内の港湾までの交通手段を確保し、避難住民を誘導する。

エ 市長は、特に必要があると認めるときは、知事に対し海上保安庁の巡視船艇・航空機による住民の輸送について要請するものとする。

オ 県及び市は、離島と本土間の距離が近い場合の住民の輸送、あるいは港湾と沖止めした大型船舶間の住民輸送など、近距離の住民輸送を行うにあたっては、安全の確保が十分であると判断した場合、必要に応じ補助的な輸送手段として、法令等の範囲内での漁船等による住民輸送について協力を要請する。

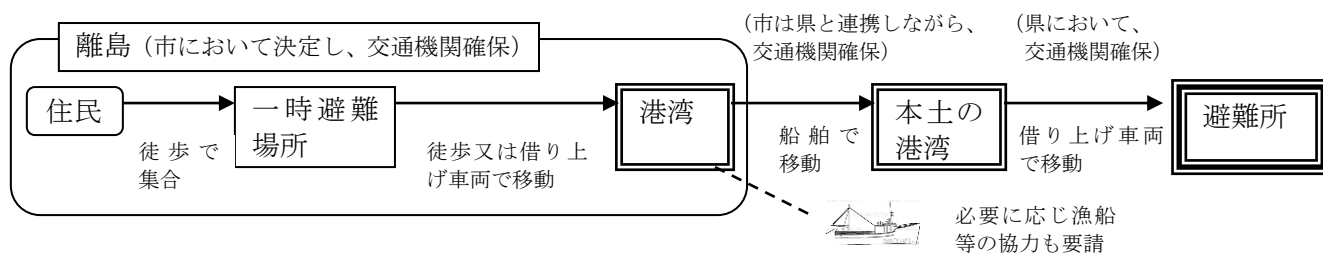
この場合においては、漁船等による住民輸送は、漁業従事者等の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たっては、強制にわたることがあってはならない。

カ 市は、各離島からの避難については、県の考え方を基本とし、県との調整を行う。  
なお、具体的な武力攻撃事態等の態様によっては、経路の変更、複数の経路の併用など状況に応じた対応を行うものとする。

※長崎県が示す各離島地域から本土へ避難する場合の基本的考え方

西彼諸島地域（全島）・・・住民は、長崎市が定めた方法により本土へ避難

##### 【離島からの住民避難のイメージ】



## (2) 観光客の避難

- ア 観光施設、ホテル等の管理者は、観光客に、避難所、避難経路を確実に伝達し、従業員による引率等を行い、避難を円滑に行うものとする。
- イ 市は、観光施設、ホテル等の被災状況等の情報収集を行う。
- ウ 市は、観光客に被災情報や交通機関情報などの提供を行う。
- エ 市は、観光客の帰路確保の支援に必要な情報の収集を行う。
  - (ア) JR、高速バス、航空機、旅客船などの観光客の帰路に関する運行状況及び代替輸送等の情報収集
  - (イ) 道路関係情報（緊急交通路、緊急輸送道路）の情報収集
  - (ウ) 代替バス等臨時便の輸送の要請
  - (エ) インターネット等を活用した道路、交通機関等及び帰路支援情報の提供
  - (オ) 市域を越えた避難住民の帰路確保を円滑に実施するための県、近接市町への支援要請

## (3) 避難行動要支援者の避難

- ア 避難時における配慮  
市は、避難行動要支援者の避難を万全に行うため、災害時の避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の身体の状態等を考慮した避難路、避難手段及び避難所の確保に努めるとともに、適切な避難誘導並びに避難途上及び避難所における避難行動要支援者の心身の状態に応じた人的及び物的支援の確保に努める。
- イ 児童及び生徒の避難時の配慮  
学校の管理者等は、児童及び生徒を当該学校以外の施設に避難させる場合は、教職員が引率して集団で避難させ、その後状況に応じて保護者への連絡及び引渡しを行うこととし、あらかじめ対策を講ずるよう努める。

## (4) 斜面市街地等における住民の避難

市の地形の特性上、斜面に住宅が立ち並んでいる斜面市街地等については、交通用具の使用の制約など避難にあたっての特殊要因があるため、一時避難場所からの集団での避難等についてあらかじめ対策を講ずるよう努める。

## (5) 大都市における住民の避難

- ア 国の対策本部長は、基本指針においては、大都市の住民を実際に避難させる必要が生じた場合、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。
- イ 市長は、県の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の誘導を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の誘導を行うとともに、その後の事態の推移に応じた県の対策本部長の指示を待って対応するものとする。



## 5 武力攻撃事態等の類型等に応じた避難に当たっての留意事項

### (1) 弾道ミサイルの場合

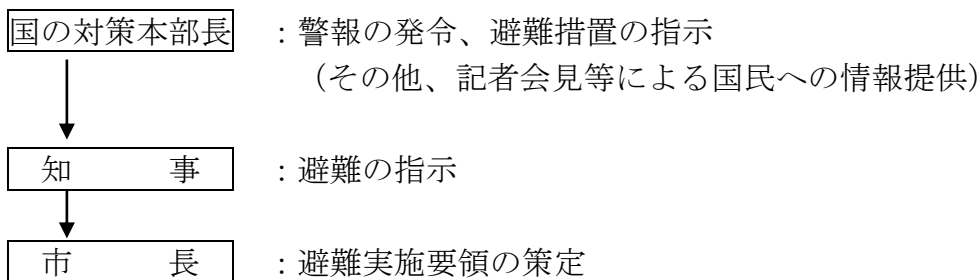
ア 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下駐車場等の地下施設に避難することとなる。)

イ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

## (2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

イ その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

ウ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

### (ア) 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

### (イ) 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

(3) 着上陸侵攻の場合

ア 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

イ 一方、離島における避難については、輸送手段に大きな制約があることから、国から別途示されている「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方(国土交通省)」及び県国民保護計画を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するために、県及び指定地方公共機関等との連携協力に努め措置を行うこととする。

## 第5章 救援

市は、知事から救援の指示を受けたときは、避難住民や被災者の救援措置を実施するほか、県が実施する救援を補助する。避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護する救援の内容等については、以下のとおり定める。

### 第1節 救援の実施

#### 1 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- (1) 収容施設の供与
- (2) 食料品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- (3) 医療の提供及び助産
- (4) 被災者の捜索及び救出
- (5) 埋葬及び火葬
- (6) 電話その他の通信設備の提供
- (7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 死体の捜索及び処理
- (10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### 2 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

##### ※【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。

### 第2節 関係機関との連携

#### 1 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### 2 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断し

たときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

### 3 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

### 4 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

## 第3節 救援の内容

### 1 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

### 2 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、生物・化学兵器攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

### 3 救援の内容

市長は、第1節1により知事からの指示により実施することとされた救援に関する措置の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

#### (1) 収容施設の供与

- ア 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- イ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ウ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- エ 避難行動要支援者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- オ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、避難行動要支援者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- カ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設

- の居室等を含む。)とその用地の把握)
- キ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
  - ク 提供対象人数及び世帯数の把握

収容施設は、原則としてあらかじめ避難施設として指定されている学校、公民館、体育館等を利用することとするが、これにより難しい場合は、避難施設として指定されている広場、公園等に天幕等を設置する。

また、避難が長期にわたることが見込まれる場合には、応急仮設住宅等を設置する。

(2) 食料品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- ア 食料品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- イ 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国、県等への支援要請
- ウ 提供対象人数及び世帯数の把握
- エ 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

(3) 医療の提供及び助産

- ア 医薬品、医療資機材、生物・化学兵器災害対応資機材等の所在の確認
- イ 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- ウ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- エ 避難住民等の健康状態の把握
- オ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- カ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- キ 物資の引き渡し場所や一時集積所の確保
- ク 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

(4) 被災者の捜索及び救出

- ア 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等の関係機関との連携
- イ 被災情報、安否情報等の情報収集への協力

(5) 埋葬及び火葬

- ア 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- イ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- ウ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- エ 県警察及び海上保安部等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等の実施
- オ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手続きに係る特例が定められた場

合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び14条の特例）

(6) 電話その他の通信設備の提供

- ア 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- イ 電気通信事業者等との設置工事の実施を含めた調整
- ウ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- エ 聴覚障害者等への対応

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

- ア 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
- イ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- ウ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- エ 応急修理の相談窓口の設置

(8) 学用品の給与

- ア 児童生徒の被災状況の収集
- イ 不足する学用品の把握
- ウ 学用品の給与体制の確保

(9) 死体の捜索及び処理

- ア 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等の関係機関との連携
- イ 被災情報、安否情報の確認
- ウ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
- エ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
- オ 死体の一時保管場所の確保

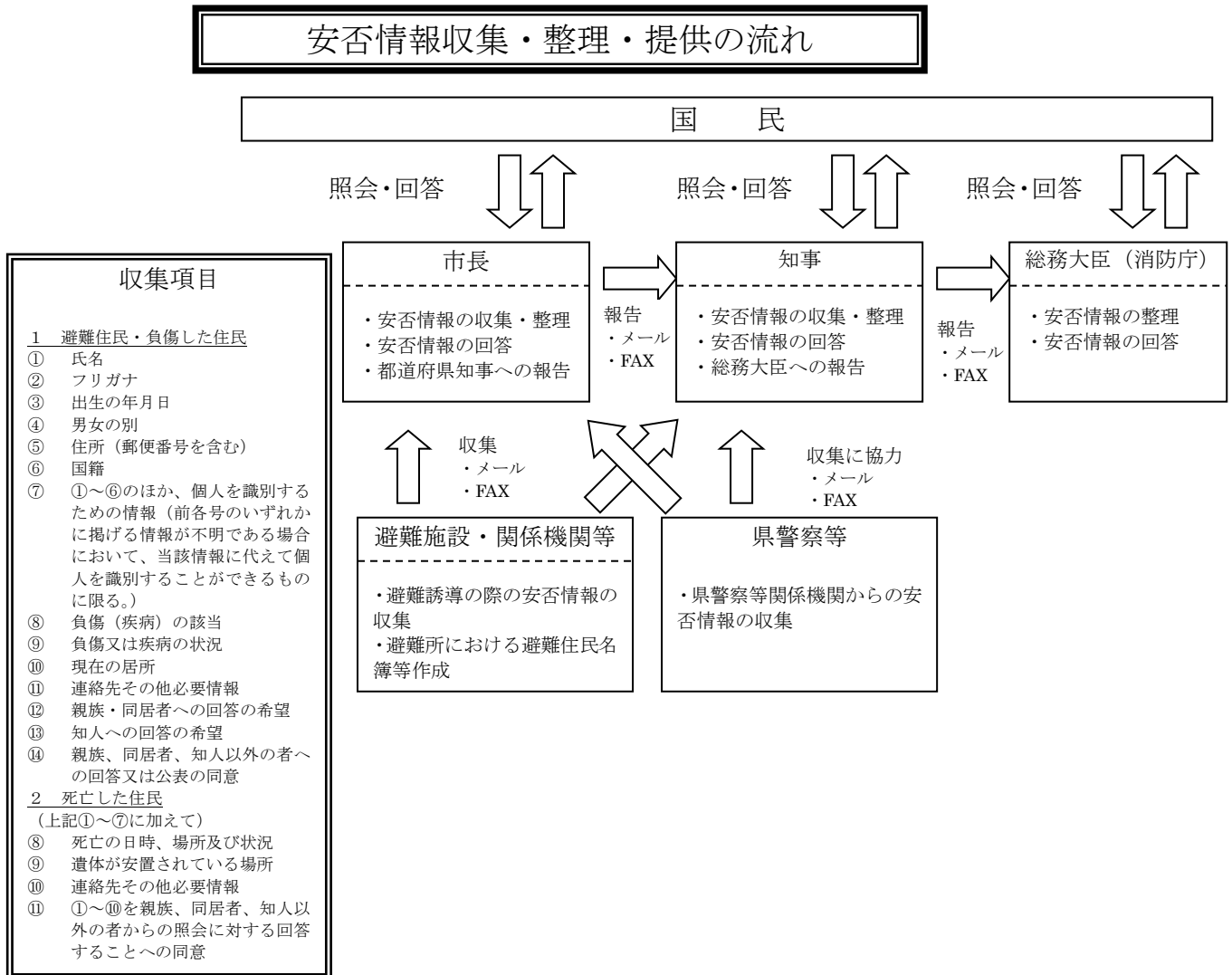
(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- ア 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- イ 障害物の除去の施工者との調整
- ウ 障害物の除去の実施時期
- エ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

## 第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



### 第1節 安否情報の収集

#### 1 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条に規定する様式第



1号及び様式第2号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

## 2 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

## 3 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

## 第2節 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、安否情報システム等により県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

## 第3節 安否情報の照会に対する回答

### 1 安否情報の照会の受付

(1) 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

(2) 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

### 2 安否情報の回答

(1) 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書による本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び

武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

- (2) 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- (3) 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

### 3 個人の情報の保護への配慮

- (1) 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- (2) 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 第4節 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、第3節2、3と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1節 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の関係機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、生物・化学兵器攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 市長への通報

武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けた市職員は、速やかに、その旨を市長に通報する。

##### (2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候に関する通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2節 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### ※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待つかまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

#### ※【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア 生物・化学兵器攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

#### (2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合は、ただちにその旨を公

示するとともに、知事に通知する。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

生物・化学兵器攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、設定の範囲・期間その他必要な事項を住民等に広報・周知する。また、市は、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有

にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、必要があると認めるときは、警察官又は海上保安官に対し、必要と認める地域に対する警戒区域の設定を要請する。市長から要請があったときは、警察官又は海上保安官は、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができることとされている。

オ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

## 3 応急公用負担等

### (1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

### (2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

## 4 消防に関する措置等

### (1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

### (2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の

活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。この場合において、消防局及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防局長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

※トリアージ：災害などで同時発生した大量の負傷者を治療する際、負傷者に治療の優先順位を設定する作業

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長又は消防局長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

### 第3節 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### (2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

##### (3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部長、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。



## 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

### (1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

### (2) 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

#### ア 対象

- ・ 市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- ・ 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

#### イ 措置

- ・ 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- ・ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ・ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

### (3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(2)のイの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 第4節 生物・化学兵器攻撃による災害への対処等

市は、生物・化学兵器攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、生物・化学兵器攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、生物・化学兵器攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

### 1 応急措置の実施

市長は、生物・化学兵器攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

### 2 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

### 3 関係機関との連携

市長は、生物・化学兵器攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

### 4 汚染原因に応じた対応

市は、生物・化学兵器攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

#### (1) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

#### (2) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

## 5 汚染拡大防止措置の実施

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第108条より】

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

## 【国民保護法施行令第31条より】

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

### 6 要員の安全の確保

市長は、生物・化学兵器攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 被災情報の収集

市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

また、市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

### 2 被災情報の報告

市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

また、市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 第1節 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### 1 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、避難行動要支援者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### 2 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### 3 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### 4 飲料水衛生確保対策

- (1) 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- (2) 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- (3) 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### 5 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

## 第2節 廃棄物の処理

市は、廃棄物の処理を適切に行うとともに、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、必要な措置を講ずる。

### 1 廃棄物処理の特例

- (1) 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- (2) 市は、(1)により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

### 2 廃棄物処理対策

- (1) 市は、市地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室作成）「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- (2) 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等の価格安定、避難住民等の生活安定等、生活基盤等の確保、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 第1節 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 第2節 避難住民等の生活安定等

#### 1 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### 2 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 第3節 生活基盤等の確保

#### 1 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### 2 公共的施設の適切な管理

市は、道路及び港湾等の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

## 第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

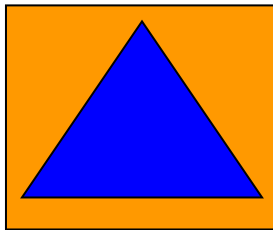
### ※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民の保護のために重要な役割を担う医療行為若しくは国民保護措置を実施する者若しくはその団体又はその団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

### 1 特殊標章等

#### (1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）



#### (2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

#### (3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

### 2 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防局長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

#### (1) 市長

- ア 市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防団長及び消防団員



- ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防局長

- ア 消防局長の所管の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防局長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防局長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力し、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、啓発に努める。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 第1節 基本的考え方

##### 1 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

##### 2 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

##### 3 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 第2節 公共的施設の応急の復旧

##### 1 市が管理するライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設（上下水道施設）について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

##### 2 市が管理する輸送路の確保に関する応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設等及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国における所要の法制の整備等

市は、武力攻撃災害が発生したときは、国が行う財政上の措置その他本格的な復旧に向けて整備される所要の法制を踏まえて、本格的な復旧に向けて国が示す全体的な方針に従って、県と連携して武力攻撃災害の復旧を実施する。

### 2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 第1節 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

#### 1 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### 2 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 第2節 損失補償及び損害補償

#### 1 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

## 2 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

### 第3節 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

## **第5編 緊急対処事態への対処**

### **第1章 緊急対処事態**

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章第2節に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### **第2章 緊急対処事態における警報の通知及び伝達**

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。